

令和2年6月
勝浦市議会定例会会議録（第2号）

令和2年6月10日

○出席議員 15人

1番 鈴木 克己 君	2番 狩野 光一 君	3番 渡辺 ヒロ子 君
4番 照川 由美子 君	5番 戸坂 健一 君	6番 磯野 典正 君
7番 久我 恵子 君	8番 寺尾 重雄 君	9番 松崎 栄二 君
10番 丸 昭 君	11番 佐藤 啓史 君	12番 岩瀬 洋男 君
13番 黒川 民雄 君	14番 岩瀬 義信 君	15番 末吉 定夫 君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市 長 土屋 元 君	副 市 長 竹下 正男 君
教 育 長 岩瀬 好央 君	総 務 課 長 平松 等 君
企 画 課 長 長田 悟 君	財 政 課 長 植村 仁 君
税 務 課 長 齋藤 恒夫 君	市 民 課 長 岩瀬 由美子 君
福 祉 課 長 軽 込 一浩 君	生 活 環 境 課 長 山口 崇夫 君
農 林 水 産 課 長 大森 基彦 君	観 光 商 工 課 長 高橋 吉造 君
学 校 教 育 課 長 吉野 英樹 君	消 防 防 災 課 長 神戸 哲也 君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 吉清 佳明 君	議 会 係 長 原 隆宏 君
-----------------	----------------

議 事 日 程

議事日程第2号

第1 議案上程・質疑・委員会委託

議案第33号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第34号 勝浦市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第35号 勝浦市重度心身障害者の医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第36号 勝浦市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第37号 勝浦市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第38号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第39号 勝浦市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第40号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

議案第41号 令和2年度勝浦市一般会計補正予算

議案第42号 令和2年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算

議案第43号 令和2年度勝浦市水道事業会計補正予算

第2 請願・陳情の委員会委託

請願第1号 「国における2021年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願

請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願

第3 休会の件

開 議

令和2年6月10日（水） 午前10時開議

○議長（黒川民雄君） ただいま出席議員は15名全員であります。議会はここに成立いたしました。これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配付したとおりでありますので、それによって御承知を願います。

議案上程・質疑・委員会付託

○議長（黒川民雄君） 日程第1、議案を上程いたします。

議案第33号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第34号 勝浦市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第35号 勝浦市重度心身障害者の医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第36号 勝浦市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第37号 勝浦市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第38号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第39号 勝浦市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第40号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、以上8件を一括議題といたします。

本案につきましては、既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。

なお、質疑に際しましては、議案番号をお示し願います。

発言通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、戸坂健一議員。

○5番（戸坂健一君） 私からは、議案第33号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について伺います。今回の市税条例の改正ですが、新型コロナへの対策、対応項目が多く含まれております。各種の徴収猶予や課税方法の変更、また、ひとり親家庭への非課税範囲の拡大など、市民生活に直結する項目が含まれております。

そこで質問ですが、こうした変更について、市民の皆さんに広く、また分かりやすく周知していくべきと考えますが、この点について広報をどうしていくか、お聞かせください。

また、これらの条例改正に基づく徴収猶予、あるいは課税範囲の変更を実施した場合、勝浦市としては、現段階で分かる範囲で構いませんが、どのくらいの税収減を見込んでいるのかということをお聞かせください。以上です。

○議長（黒川民雄君） 答弁を求めます。齋藤税務課長。

○税務課長（齋藤恒夫君） お答えいたします。まず1点目の、改正に伴います市民への周知についてでありますけれども、市税徴収猶予等の内容につきましては、既に市のホームページ等で周知しているところでございますけれども、今後におきましても各納付書発送時に、猶予等、制度内容の説明文書を同封するなど、引き続き周知に努めてまいりたいと考えております。

また次に2点目の、今回の改正によつての税収減の見込みについてでございますけれども、今現在、徴収猶予についての問合せにつきましては20件程度ございます。正式に申請があったのは、これ法人でありますけれども、現在3件となっているところでございます。

また、今回のその他の改正に伴う分につきましても、実際にどれだけの案件が今後、対象になるかは、現時点で見込むのは、なかなか困難であるというふうに考えております。

しかしながら、今回の新型コロナウイルスの感染症関連での条例改正に伴う税等の減収分につきましては今後、国から交付金等で補填されるというふうに見込んでおります。以上です。

○議長（黒川民雄君） ほかに質疑はありますか。戸坂健一議員。

○5番（戸坂健一君） 1点だけ。今回、国の法令改正によるものが、ほとんどだと思うんですけれども、国からおりてきたものであるから、そのままというわけではなくて、勝浦市としても、こうした税制改正について、広く市民の皆様積極的に周知をしていく。市民の皆さんの生活改善というか、少しでも税関係で応援していくんだということを積極的に周知していく必要があると思いますので、広報かつうら含め、いろいろな手段で周知をしていただきたいというふうに思います。御答弁は結構です。以上です。

○議長（黒川民雄君） 次に、寺尾重雄議員。

○8番（寺尾重雄君） 私から、通告の40号、夷隅郡市広域市町村圏事務組合規約の一部改正する規約の制定に関する協議について、これを伺います。私も、3月議会でこの問題は説明あったのは、今回も2月14日、その辺で広域議員の中で説明して承認を得たと。決議じゃなく、得たということで、これが今回、規約改正をこの議会にどうしても諮らなければいけない。それは承知するものです。ただ、広域議員も勝浦市から3名出ているんですけど、これが素直に簡単に、はい、分かりましたというような方向の流れで改正するのは、いかがなものかと思う中で、ごみ処理に関しては平成11年から20年間も広域で協議され、そして、ダイオキシン問題から始まり、各市町村が枠組みを決め、処理してきた問題あります。それが、オリンピックの開催を境に延ばした。延ばした後、これをやめたと、簡単に言うそうですね。

そういう中で、3月議会でも私も述べたように、また課長答弁の中にもあるように、勝浦市に

とっても相当の財源を入れながら、勝浦市も運営してきている次第です。これを確かにこの議会で、それは皆さん、この規約の改正において抜けるということはやめましょうということは、私も承知するものとしても、今後の勝浦市のごみ行政、処理問題に関する、これは課長に聞いても分からないと思いますので。3月以降、至急を要して、執行部、市長のほうも、どのような方向で、あのときも私も何点か申し上げた中で、今後の処理していく。また、ごみ行政をどのようにしていくかをどういう方向で市内、あるいは行政の執行部のほうでは考えてきたのか、その辺を市長から答弁願いたいと思います。

○議長（黒川民雄君） 答弁を求めます。土屋市長。

○市長（土屋 元君） それでは、お答えいたします。3月議会で寺尾議員から種々、自前でやっぱりごみ焼却場も考えていかなくちゃいけないだろうと。まして2市2町でやった広域ごみ処理場が結局、取りやめになったという中で、他力本願だけではこういう結末になってしまうということの中で、寺尾議員から、候補地も含めて御提案があった。そして私も後日、候補地の御提案があった現焼却場及び粗大ごみ捨場、その付近の山とか、その辺の周辺環境調査に行っていました。

そういう形の中で今後、少子高齢化の人口減少、そしてごみも減少していく時代になっていったときには、やはり性能いい小型焼却場が、そういったものを導入すれば、今の原型で寺尾議員が提案されたようなところに可能性もあるということも含めて、自前でやはり検討していかなくちゃいけないということも、自分としては、すごく意識してございます。

それと同時に、2市2町の枠組みは決めて、いすみ市さんだけはもう独自に、他の市町へ委託するという大方針を出して。ただ、ほかの大多喜町さん、御宿町さんは、小さい、例えば広域でリスクを分散する形の中の共同の焼却場が必要じゃないかという中で、自分たち独自にまた提案していくから、お互いに切磋琢磨しながら、早急にそういった方向性を検討しようということでございます。ですから、勝浦市も独自候補地の今の焼却場及び粗大ごみ集積場周辺を含めた中で、将来のごみ減少時代、そういったことも含めて、検討していくというふうな考えでございます。

また、1市2町の枠組みの中でも、首長同士では、お互いがよりよい方法で、もう一度、至急検討しようというようなこともありますから、併せてお互いが提案しながらやっていくという中で、単独か、あるいは小さな広域でやっていくか。あるいは、それも断念して他の市町村に再委託するのか、そういうことも含めてですが、今のところ他市への再委託は全く考えてなくて、自前か、あるいは1市2町の中で、お互いがリスク分散していこうという方向性で行っておりますので、3月議会の御提案を真摯に、尊重して一生懸命、担当課と一緒に今後の方針性をできるだけ速やかに、スピードをもって検討していきたいという思いでございますので、どうぞ御理解願いたいと思います。

また、私は首長になって、まさに平成11年から、今年、やはり苦渋でやらないと、じゃ、今までの広域議会のメイン事業、何だったんだと。これが一つ、それぞれの勝浦市の延命工作、御宿町の焼却場の延命工作とか、いすみ市の延命工作に、どれだけ迷惑かけたというか。あくまでも山田地区でやるということが、もうほぼ決まっていて、それを推進したということというのは、当時やはり首長と、あるいは広域議会の皆さん方の努力がたくさんあったと思いますが、非常に残念でならないということを踏まえて、やはり他力本願だけじゃいかんということの思いが強まって、ごみ減少時代に向かつての時代に即して、焼却場も研究していくという思いでいっぱい

ございますので、どうぞまた英知とお力をかしていただければと思います。以上です。

○議長（黒川民雄君） ほかに質疑はありませんか。寺尾重雄議員。

○8番（寺尾重雄君） 市長から、市長も、広域議会に我々と一緒に出たこともない中でですね。ただ広域議会が、夷隅広域という枠組みで常備消防あるいは介護保険等、このごみというのは、市長も認識しているように、最大の事業だったと思うんですよ。それを勝浦とか、いろんな自治体に投げて終わりにしましょうという広域の在り方、そこでの規約の改正においても、全くどういう広域なんだというものを。私もさんざん広域議会の中で、議員たる者、意見を言う。その意見をどうのみ込むかもあるんでしょう。やっぱり議員としての市民あるいは住民に対する問題点は、これは大きな問題だし、ただやめました。規約の改正をしますというだけで済むものでいいのかという問題あるんですよ。賛成は賛成として、しますけどね。

その中で、今後の広域の在り方も、市長の思いもあるんでしょうし、そして、先ほどのごみの問題。話の内容で、私の知っている範囲ですよ。市長がどこまで知っているかは別にして。たまたま聞いている話の中では、いすみ市は君津とやると。何か訳分らない話でね。この夷隅郡市の自治体は何なんだと思うけど。大多喜は大多喜で、市原市と組むと。鴨川は当然、君津市と組むんでしょうけども、何か分からないような広域の在り方というのが、どうも腑に落ちない。

そういう思いで、市長も、広域の首長会議の中、要するに管理者会議の中で、これからも、いろんな面で広域の在り方というものを市長なりにも思うのであれば、広域をしっかりとリードし、また意見を言っていたきたいなと切に願うところです。

そういう中で、市長の広域に対する思い、市長もなつてすぐにこれ説明したらやめますと。広域議会でも、それを簡単に承認しましたという話では、ちょっと納得いかない面があります。それは市長も管理者として勝浦市民の代表というか、その中の広域の管理者ですから、今後、広域をもっと内容の濃い進め方がどのようにできるか。市長の思いというのがあれば、聞かせていただきたい。以上です。

○議長（黒川民雄君） 答弁を求めます。土屋市長。

○市長（土屋 元君） 私も議員時代16年間やりましたが、広域だけは縁がなく、選出されませんでした。今思うと、それがやっぱり経験してなかっただけ、管理者会議でやるやつが、終わったことは仕方ないとして、当時、ごみ焼却場70億が140億になったと。それが、オリンピック終わって、減れば、実現に向かったでしょうけど、それもほとんど変わらないといった中での見通しの、一つは甘さも相当あったと思いますね。

やっぱりそういうことと、それから広域の在り方の中で、私が今、時折、管理者とお会いするときには、芸術文化、音楽、それから観光、これは新たな広域の中で取り組む、お互いがコストをかけることも大変だし、あるいは観光なんか特に面としての、これから消費者動向を見たときに、一緒になって観光圏として2市2町は最低1本として、また外房観光連盟もありますので、そういったことも含めて。勝浦ができることを今、とりあえず提案しているのは、芸術文化、音楽、この中での勝浦の役目をもう少し出したいから、広域の中で、そういった業務を検討するか、観光の面での一本化、あるいは面としての観光の中の広域化ということ、自分自身としては、首長会議でちょっと御提案、あるいはアイデアを出させていただいています。

そういった中で新たなコロナの時代において、広域の在り方、あるいは広域の目指すリスク分散といった中で、お互いが連衡と連合と、それから分散ということも含めて、提案していきたい

というふうな思いでございますし、また、ごみ焼却場その中で、単独あるいは連携といったこともまた含めて、早急に速やかに持っていきたい。積極的にアプローチして、モーションを起こしていきたいという思いでございます。以上です。

○議長（黒川民雄君） ほかに質疑はありませんか。寺尾重雄議員。

○8番（寺尾重雄君） 最後、せっかくこのごみの問題で、こういう議案として上がっている以上、やっぱり市長には早急に、まず計画を持って実施という問題が役所にあるわけですね。そういう中でも、早急にそれを精査し、その方向性に進んでいただきたい。それは要望として、答弁はよろしいですから。その辺をしっかりと進んでいかないと、20年もかかって、最後やめたと。またこれも、ずるんこん、ずるんこんいつているうちに、1年2年はぱっぱぱぱたっていくんじゃないかと思えますのでね。実際、その辺の検討から早急に入っていただける……。やっているということはあるんでしょうけど、もっと積極的に進んでいただきたいなと思えますので、答弁はよろしいので、私からの要望といたします。以上です。

○議長（黒川民雄君） 次に、鈴木克巳議員。

○1番（鈴木克巳君） 私からは議案第36号 勝浦市国民健康保険条例の一部を改正する条例の議案について、追加として附則に6項目入ったということで、これは新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金を支給のための条例改正ということと承知しています。

その中で、これはどういう、国のほうからこういう、もちろん国のほうの法律を変えて、来ているわけですから、条例改正の内容について、まず1点目で説明をいただきたいと思います。

○議長（黒川民雄君） 答弁を求めます。岩瀬市民課長。

○市民課長（岩瀬由美子君） お答え申し上げます。私のほうからは、議案第36号の勝浦市国民健康保険条例の一部を改正する条例の概要についてでございます。

本年3月10日、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部における新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策で、国民健康保険において、感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する市町村に対し、国が特例的な財政支援を行うことが盛り込まれたところでございます。

これを受けまして、本市におきましても、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給するため、所要の改正をしたいとするものでございます。

また、制度の目的でございますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、労働者が休みやすい環境を整備することが重要であるという観点から、感染または感染の疑いがある被用者に対して傷病手当金を支給いたします。

対象者につきましては、勝浦市国民健康保険の被保険者のうち、給与等の支払いを受けている被用者であって、新型コロナウイルス感染症に感染または感染の疑いがあり、労務に服することができなくなった期間において、その休業中の給与等の支払いを受けることができない方でございます。

また、支給額につきましては、直近の継続した3か月間の給与合計額を就業日数で除した金額に3分の2をかけ、その日数分を支給いたします。以上でございます。

○議長（黒川民雄君） ほかに質疑ありませんか。鈴木克巳議員。

○1番（鈴木克巳君） 制度は分かりました。これについて、後で出てくる予算も、この条例改正によって予算化もされるという中で、予算については、後ほどお聞きします。

この傷病手当金について、勝浦市、御存じのとおり、この期間、感染者は1名です。1名出た

ということで、逆に言えば1名で済んだという流れになっていますけど、昨今の状況ですと、もう無症状でも、人にうつすリスクは非常に高くなって、40%あると。症状があるなしに関わらず、厄介な新型コロナウイルスは、まだまだ蔓延している状況があります。

ですから、これが今後、いろんな意味でいうと、勝浦市、観光のまちですので、これから夏の観光に含めても、そういう方が来所される懸念もあって、また市民がそういう部分について、コロナに感染するリスクが非常に高くなりますので、その辺はまた別の話になりますが、この傷病手当金についてはもう少しお聞きしますと、先ほどの説明ですと、感染した、またはこれ感染の疑いも含むんでしょうかね。要はコロナウイルスに感染したかもしれない人、そして治療を受ける人が病院にかかったときに、今まで働いていた給料、もちろん、皆さんのように月給がしっかりしている人ならいいですけど、日給月給とかパートさんとなっちゃうと、やっぱりこれ、その日の給料は入ってこないわけですから、そういう人たちに対応するためということであるんでしょうか。

一般のしっかりした会社で保障されている月給の扱いの人は、そういう人はみんな社会保険になっていますから、あれですけど。国保の対象者の中でも、そういう方もいると思いますが、その辺も含めて、どこまでこれを国保で見えていくのかということになろうかと思います。療養のために休んだということについては、療養というのがどういうものを意味するのか。病院に通院する、入院する。または自宅療養を含めて、療養の意味をもう一度お聞きしておきたいと思います。

やはりこれに対して予算化しておくことは重要ですし、勝浦市で何人、これから発生しないにこしたことはありませんけど、そういう状況があるので、その辺について予算のほうでも聞く予定ですけど、今考えている先行きについて、いつまでこれが続いていくのか。療養については、どれだけの期間をもって対処するのかと書いてありましたかね。1年半とか1か月半とかあるんでしょうけど、どのくらいの期間、最長としてできるのか。永久にできるわけじゃないと思いますので、病気が治るまでの期間だと思いますが、その期間のいつぐらいまでのものを想定しているのか、お伺いします。

○議長（黒川民雄君） 答弁を求めます。岩瀬市民課長。

○市民課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。まず1点目の、療養の意味ということでございますが、今回、感染の疑いがある場合というのをどういったことを想定しているかといいますと、現在、厚生労働省におきまして、受診の目安というのが示されておりまして、具体的に申しますと、息苦しさや強いだるさ、高熱等の強い症状のいずれかがある方。重症化しやすい方で、発熱やせきなどの比較的軽い風邪症状のある場合、それ以外で、発熱やせきなど比較的軽い風邪の症状が続く場合などとされております。

まず、これを目安に本人の申請、また事業主、医療機関の記入内容を精査しまして、総合的に保険者のほうで判断したいと思っております。

また、この先行きにつきましては、いつまでということでございますが、一旦この制度につきましては、国のほうで9月末ということで、こちらのほうに示されているところでございます。ただし、また、それというのは、今現状の感染者数にのっとって、国が設定しているものでございます。国のほうにおきましても国内の感染状況等を注視していくということでございますので、今後、延長もあり得るというふうに考えております。

また、3点目の期間でございます。こちらにつきましては、労務に服することができなかった

日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができない期間のうち、労務を予定していた日数となり、支給を始めた日から起算して1年6か月を超えないものとしております。以上でございます。

○議長（黒川民雄君） ほかに質疑ありませんか。鈴木克己議員。

○1番（鈴木克己君） 分かりました。これは新しい制度で、これから対処するための下準備は十分やっておいてもらいたいというふうに思います。

先ほどお聞きした中の、新型コロナウイルスに感染したと、感染症の治療ということですので、これはPCR検査で陽性の方が対象なのか。それとも、ほかのいろんな、その判断というのは、医師がするんでしょうけど、勝浦市の場合、もし仮に体調が崩れて病院に行って、PCRというのは、勝浦市は保健所に相談して、どこで今やっているのか、もし分かれば、それだけお聞きしておくのと、感染が陽性になった場合は、市内ではどこの病院が、恐らく塩田病院はやっていないと思うんですけど、その辺の、この勝浦市で発生した場合の治療を受けられる病院、亀田とか、いすみ医療センターになるかと私は思っていますが、それについて分かれば教えてください。以上です。

○議長（黒川民雄君） 答弁を求めます。岩瀬市民課長。

○市民課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。まず、今回の傷病手当金にPCR検査とかが必要かどうかというのをお答えしたいんですけども、傷病手当金の支給に関しましては、必須ではございません。と申しますのも、発症後直ちに医療機関を受診しない場合とか、さらに受診しないまま、体調が改善されてしまうケースも考えられますので、自宅療養を行っただけであっても、労務に服することができないとこちらで判断した場合には、対象としたいと考えております。

また、勝浦市の方がPCR検査、今後、症状が出てとか、疑いがあってPCR検査を受ける場合ですけども、現在のところ、やはり保健所の帰国者接触者相談センターのほうに相談していただきまして、保健所のほうの指定するPCR検査場のほうに出向いていただくということになっております。

また、陽性になった場合の受診につきましても、PCRの検査の後に、症状によりまして、軽症者宿泊施設、または医療機関などに、千葉県の方が振り分けるということになっております。以上でございます。

○議長（黒川民雄君） 次に、岩瀬洋男議員。

○12番（岩瀬洋男君） 私も、前段者と同じ議案第36号 国民健康保険条例の一部を改正する条例についての質問をさせていただきます。内容につきましては今、やりとりがありましたので、割愛をさせていただきますけれども、私のほうで確認したところ、今のやりとりの中でもありましたけれども、発熱の自覚症状があつて、自宅療養をしていたときに、休職して4日目に医療機関を受診して、新型コロナウイルスではなくて、別の病気にかかっている、労務不能になった場合は、これは支給の対象になると。要は新型コロナウイルスでなくても、それはもう対象になります。ただ、家族感染の濃厚接触者で、仕事ができなくて休まざるを得なくても、本人は傷病ではないので、これは支給されないといったようなことで、なかなか分かりづらいところがあるという条例だなというふうに思います。

私のほうも今回、附則が6つ加わっていますけど、特に8番に「前項の規定により、市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する」と、突然この一文が入って

きています。そもそも、市が支給した金額というのは、恐らく傷病手当金だということは分かりますけれども、その辺がもう少し具体的に何を指すのか。それと、事業所の事業主から徴収するというふうになっておりますけれども、要はどういう事情のときに国民健康保険の従業員の方がいて、その方がその対象になったとき、事業主が支払わなければいけなくなってしまうのかといったようなことについて、御説明をお願いいたします。

○議長（黒川民雄君） 答弁を求めます。岩瀬市民課長。

○市民課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。議案第36号 勝浦市国民健康保険条例の一部を改正する条例に対してでございます。まず、1点目の御質問、附則の第8項の「市が支給した金額」についてでございます。附則の第7項、8項につきましては、本来であれば、休業中の報酬等をもらうことができる被用者が、何らかの事由で、その支給を受けることができなかった場合の措置でございます。

このような場合、報酬の支払いも、傷病手当金の支給もなく、収入が途絶えてしまうことから、この項におきまして救済規定を設けまして、本来であれば事業主が支給すべき報酬相当を、傷病手当金として一旦支給するものでございます。

これが、御質問の「市が支給した金額」となりまして、この7項の規定に基づき支給した場合は、立替払い的な性格のものでございますので、保険者はその後、事業主から徴収を行うこととなります。

続きまして、事業主から徴収する場合の想定される事由ということでございますが、ただいま御説明いたしました附則第7項の規定により、保険者が立替払い的に支給したものについて、その後、事業主から徴収するというところでございますので、これは本来、病気休業中でも、従業員に報酬が支給される事業所においては、この報酬が優先されますので、傷病手当金は支給されることは、原則的にはないのですが、事業主側の個別の事案、例えば一時の資金繰りの悪化などによりまして、本来支払われるべき報酬が、従業員に支給されなかった場合などを想定しております。以上でございます。

○議長（黒川民雄君） ほかに質疑ありませんか。岩瀬洋男議員。

○12番（岩瀬洋男君） 事業者側と従業員の方で、そもそもそういう状況の中で、給与、給料の支払いの取決めがないところは無条件で、恐らく傷病手当金が出るだろうと思っておりますけれども、そういう約束している会社、比較的大きなところなんだろうと思いますが、そういうところは、休んでもお給料がもらえるわけだから、いいわけですが、その差額はちょっと置いてね。ただ、その会社が、状況が悪くて、従業員の皆さんに本来払うべき給料が払えませんというときに、市のほうが立て替えてくれると。それを今度、市のほうが事業者に請求しますよということですよ、今の話で。

それで、先ほど話ありましたけど、今回、50万円の予算もついているわけですが、事業者側にとっても、国保の従業員の方にとっても、分かりづらいんですね。どういう条件のときに、それがもらえるのかという。だから双方に対して、ある程度、告知をするとか、お知らせをしなければいけないというふうに思うので、これに関しては、どういうふうにされようとしているのかをまず伺いして、質問はそれで終わりますけれども、いろいろ関係団体なんかもありますので、そういったことも含めて事業者側にお伝えするとか、広報等、ホームページ等で市民の皆さんに伝えるのか。いろいろ工夫をして、お知らせをしていただきたいというふうに思い

ますので、今考えておられる告知の仕方を教えていただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（黒川民雄君） 答弁を求めます。岩瀬市民課長。

○市民課長（岩瀬由美子君） お答え申し上げます。本条例が制定されましたら、直ちにホームページ上に掲載する予定でございますが、あとは直近の広報紙において、より広くお知らせしようとしているところでございますが、やはり分かりやすく事業者さん、また被保険者の方に届くように、広報してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（黒川民雄君） 次に、照川由美子議員。

○4番（照川由美子君） 私は、議案第34号 勝浦市放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、お伺いします。今回の一部改正において、放課後児童支援員は、第10条第3項の中で、指定都市もしくは中核市の長が行う研修を修了した者でなくてはならないと記されています。これまで、放課後児童支援員は指定都市に出向き、研修を数日間受け、支援員と認定されてきたと聞いておりますが、2点伺います。

1点目は、今回の改正の趣旨は何か。2点目は、認定研修は、いつ、どこで、どのように受講できるのか。以上2点、お願いします。

○議長（黒川民雄君） 答弁を求めます。軽込福祉課長。

○福祉課長（軽込一浩君） お答えをいたします。初めに条例改正の趣旨についてでございますけれども、国のほう、厚労省で、いわゆる放課後ルームの運営等に関する基準におきまして、放課後ルームごとに原則2人以上の支援員を置くこととされております。また、支援員は保育士の資格を有する方などであって、都道府県知事もしくは指定都市の長が行う研修を修了した方であればならないとされているところでございまして、本市におきましても、条例で国同様の基準を定めてまいりました。

今回、国のほうの基準の改正により、認定資格研修の実施主体についての規定が一部改正をされまして、本年4月1日に施行されました。この改正を踏まえまして、本市で定める条例につきましても、所要の改正を行おうとするものでございます。具体的には、支援員の認定資格研修について、中核市の長が実施するものも対象としようとするものでございます。

なお、今回の改正によりまして、中核市の市長が実施する認定資格研修を受講された方も、本市の放課後ルームに支援員として採用できるようになること。そして、放課後ルーム支援員を希望する方にとりましても、資格の取得機会の増大につながることで、また、放課後ルームを利用している児童にとりましても、良質な学童保育を受けられるようになることと、三方よしとなることで期待されますことから、国の基準と同じ内容で条例改正をしようとするものでございます。

また、認定研修につきましては、今年度は新型コロナウイルス問題の関係から、研修の開始時期は9月以降で調整されていると伺っております。例年でありますと、5月初旬から前期の研修の申込みが始まり、6月から随時、研修が実施されております。そういう中で、昨年は後期の研修に申込みをいたしまして、9月に茂原市を会場に実施されました研修に5名、また11月に木更津市を会場に実施されました研修に1名、計6名が受講し、資格認定を受けたところでございます。以上でございます。

○議長（黒川民雄君） ほかに質疑ありませんか。照川由美子議員。

○4番（照川由美子君） ありがとうございます。受講の際、教員免許とか保育士免許を有する者につきましては、放課後児童支援員になるための研修をすぐに受けられるということを聞いてお

ります。資格がない者は、2年間程度の放課後児童支援員の勤務実績が求められてきたと聞きました。この点で、現在、研修を受けるに当たり、どのような条件があるのか、お伺いします。

○議長（黒川民雄君） 答弁を求めます。軽込福祉課長。

○福祉課長（軽込一浩君） お答えをいたします。研修を受講するに当たっての条件についてでございますけれども、保育士や社会福祉士の資格、また教育職員免許を有している方のほか、大学で専門の学科を修め卒業された方、そして一定年数以上、放課後児童健全育成事業（放課後ルーム事業）に従事され、市長が適当と認めた方などでございます。以上でございます。

○議長（黒川民雄君） ほかに質疑ありませんか。照川由美子議員。

○4番（照川由美子君） それでは、そういう条件のもとで、昨年は6名、受けたということが分かりました。放課後児童支援事業は本年度より民間委託され、今般の新型コロナウイルス感染対策の中、子どもたちの居場所、受皿となって、社会的役割を果たしております。大変な状況の中ですが、児童と職員の安全を確保しながら、認定研修や資質向上等の研修が充実されますよう、市は管理、運営の監督に努めていく必要があると思います。

最後に、この点を踏まえ、本年度のフルタイム、短時間勤務、この支援員数と、研修受講体制についてお伺いをします。

○議長（黒川民雄君） 答弁を求めます。軽込福祉課長。

○福祉課長（軽込一浩君） お答えをいたします。本年度の支援員は18名、また補助員は4名で、この4名の補助員のうち3名が、今年度、研修を受講する計画となっております。以上でございます。

○議長（黒川民雄君） 次に、佐藤啓史議員。

○11番（佐藤啓史君） 私のほうからは議案第38号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、お聞きいたします。今回の条例改正案につきましては、税率の改正ではなく、課税限度額の引上げと軽減判定所得、2割軽減、5割軽減の引上げによると、さらにもう一つは長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例の改正と、3つになっています。課税限度額の引上げにつきましては、課税限度額は96万円から99万円、3万円引き上げ。また軽減判定所得については、2割軽減で1万円、5割軽減で5,000円の引上げということで、主に中間層から下の部分に対しての支援といえますか、そういった内容のものなんですけれども、3点目の長期譲渡所得の件についてで、この詳細な内容の説明といえますか、具体的な内容についてお示しをいただきたいというふうに思います。

○議長（黒川民雄君） 答弁を求めます。齋藤税務課長。

○税務課長（齋藤恒夫君） お答えいたします。今回の改正の中で、長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例でございますけれども、改正内容につきましては、条例改正の概要にも明記させていただきましたけれども、今般の土地基本法等の一部改正を受けまして、所得税法及び地方税法等が改正されたことによりまして、低未利用土地を譲渡した場合の長期譲渡所得、これ5年以上所有しているということでございますけれども、これに関わります国民健康保険税の課税の特例が創設されたというものであります。

この低未利用土地とは、居住の用等の用途に供せられておらず、またはその利用の程度が、その周辺の地域における同一の用途、もしくはこれに類する用途に供される土地の利用の程度に比較いたしまして、著しく劣っていると認められる土地とされておりまして、今回の改正で低未利

用地を譲渡した場合、この一定の要件につきましては、都市計画区域内にあることや個人が売主であること。また、譲渡価格が500万円以下であること等でございますけれども、これらを満たすことで、長期譲渡所得から100万円を控除できるということになります。これに該当する譲渡でありますれば、控除後の所得をもとに国民健康保険税の所得割の算定がされるということでございます。以上でございます。

○議長（黒川民雄君） ほかに。佐藤啓史議員。

○11番（佐藤啓史君） 今、税務課長のほうからの御答弁で、具体的な説明をいただきましたので、理解をいたしました。

今回、税条例の改正になっていますので、2回目の質問の中でお聞きしたいことは、今回、新型コロナウイルスの影響によりまして、今年度の国民健康保険税のいわゆる減免措置が必要だというふうに思います。既に広報等されているというふうにも伺っているんですが、国保税の、勝浦市の国保税は高いというような間違った情報も、いまだに流れている。3月の予算委員会の中でも、勝浦市の国保税については、千葉県の中でも比較的、低いほうだということも明らかになりましたし、今回の税率改正なく、保険税も据置き、さらには軽減判定所得の引上げ等によって、所得の低い層に手厚く支援しているということになりますが、そういった中でも、今回のコロナの影響によって、保険税の減免措置が必要だというふうに思いますので、今現在、税務課のほうで行って、既に広報されているということでございますが、その点について御説明いただきたいと思います。

○議長（黒川民雄君） 答弁を求めます。齋藤税務課長。

○税務課長（齋藤恒夫君） お答えいたします。今回の新型コロナウイルスの感染症の影響により、国民健康保険税の減免措置ということでございますけれども、これにつきましては、御承知のとおり全国的に新型コロナウイルス感染症拡大に伴いまして、収入が減少した方が多くおられると。これにつきましては、本市においても例外的なものではないということで、こういった方たちへの今年度の国民健康保険税の減免措置については、本市としても必要なものというふうに考えております。

国におきましても、このような状況を踏まえまして今年度の国保税を、国が示す要件を満たし、市町村の条例等に基づき減免した場合には、当該減免分につきましては、国保の特別調整交付金等で補填するということになっております。このようなことから本市におきましても、この国の要件等をもとに、新たに新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る保険税減免基準、これを条例、または要領に基づきまして設けまして、この要件を満たす方の減免対象保険税を、前年の合計所得金額に応じて減免しようとするものでございます。

この減免の要件につきましては、世帯の主たる生計維持者について、事業収入等の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べ10分の3以上減少している見込みでありまして、また、その前年の所得の合計額が1,000万円以下であること等でございますけれども、また、主たる生計維持者の事業等の開始や失業の場合には、前年所得等は関係なく、対象保険税の全額は免除するというもののでございます。

また、この減免の対象となる保険税につきましては、令和元年度分及び令和2年度分の保険税でありまして、令和2年2月1日、今年2月1日から来年3月31日までの間に、普通徴収の納期限等が設定されているものとしております。

なお、国保税だけではなく、介護保険料及び後期高齢者医療保険料につきましても、同様に減免措置を行うこととしておりますことから、これら減免内容につきましては、先ほど議員さんのほうからございましたように、既に市のホームページ等に広報しておりますけれども、これに加えて、また国保税につきましては7月に納付書を発行する予定としておりますので、この中に、今回の減免の制度につきましてはの説明文書等を同封いたしまして、被保険者に対して周知してまいりたい。漏れがないように、全員の被保険者に周知できるよう努めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（黒川民雄君） ほかに質疑はありませんか。佐藤啓史議員。

○11番（佐藤啓史君） 詳細に御説明いただきまして、ありがとうございます。国の特別調整交付金で補填されるということになります。国保加入世帯というのは、自営業者あるいは個人事業主、そういった方が非常に多いわけですので、来月からの国保税の納付書に合わせて、しっかりとその部分も周知していただいて、また、速やかに対応していただきたいというふうにお願い申し上げまして、質問を終わります。

○議長（黒川民雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川民雄君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第33号及び議案第40号、以上2件は総務文教常任委員会へ、議案第34号ないし議案第39号、以上6件は産業厚生常任委員会へそれぞれ付託いたします。

11時10分まで休憩いたします。

午前10時55分 休憩

午前11時10分 開議

○議長（黒川民雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第41号 令和2年度勝浦市一般会計補正予算、議案第42号 令和2年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、議案第43号 令和2年度勝浦市水道事業会計補正予算、以上3件を一括議題といたします。

本案につきましても、既に提案理由の説明、並びに補足説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。

なお、質疑に際しましては、議案番号を、事項別明細書はページ数をお示し願います。

発言通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、戸坂健一議員。

○5番（戸坂健一君） 私からは、議案第41号 勝浦市一般会計補正予算について、4項目伺います。まず、1点目でございますが、歳入、13ページの繰入金、基金繰入金の財政調整基金繰入金1億53万7,000円についてであります。歳入について、緊急経済対策の財源として財政調整基金からの繰入金を活用することになるかと思っておりますけれども、この財政調整基金は、勝浦市の財政の健全性を図るための指標であって、また勝浦市の健全な財政運営を担保するものだとして理解しています。そこで質問ですが、この財政調整基金への補填について、どのようにお考えでしょうか。

2項目目でございます。歳出の20ページ、農業費、農業水路等長寿命化・防災減災事業委託料2,520万円についてであります。市内には今回、対象となっている農業用のため池以外にも、水量

のあるため池、あるいはダムが幾つかあると思います。質問としては、こうしたため池の調査やメンテナンスについて、どのように考えていくかということと、調査対象の中に、農業用ため池以外のものも含めるべきではということとであります。お答えを願います。

3項目めとして25ページ、消防費の消防団管理運営経費、チェーンソー用下肢防護衣購入費21万2,000円であります。昨年の法改正で、チェーンソー使用の際には、必ずこの下肢防護服、防護衣を着用することが義務づけられました。私もチェーンソーの講習を受けて、消防団でチェーンソーを使えるようになったんですけれども、この予算21万2,000円は何着購入予定のもので、どのように配付する予定か、お伺いします。

最後4項目め、小学校費及び中学校費の情報機器整備事業、それぞれ小学校費が2,737万4,000円、中学校費のほうで1,658万8,000円についてであります。この予算の説明書を拝見しますと、「上記購入端末に加え千葉工業大学からの端末の寄贈も含めて、全生徒分を配付する」とありますが、質問といたしましては、まず端末の購入費、備品購入費であります。この購入費を生徒数で単純に割ると、1台当たり約4万5,000円の購入費となりますが、この端末タブレットは、どのような仕様の製品なのかということをお聞かせください。

また、2つ目の質問としましては、このタブレット端末の初期設定委託料、情報機器設定業務委託料が組まれておりますが、これを単純に生徒数で割ると、恐らくこの設定委託料だけで4万弱ぐらいの予算になるのかと思います。ただ、この計算が、これで理解が正しいのかどうか。それとも、千葉工大からの寄贈分も含めた委託料になっているのか、その辺を詳しくお聞かせください。

最後の質問です。このタブレットの納入の予定時期はいつ頃か、分かればお聞かせください。また、先生方のこのタブレット対応スキルの向上についての対応はいかがいたしますか、お聞かせください。以上です。

○議長（黒川民雄君） 答弁を求めます。最初に植村財政課長。

○財政課長（植村 仁君） お答えいたします。私からは13ページ、財政調整基金繰入金1億53万7,000円について、財政調整基金の補填についてどのように考えているかということについてお答えいたします。この6月定例会に一般会計補正予算の財政調整基金繰入金として1億53万7,000円を計上いたしました。この財源は、新型コロナウイルス感染症に伴う経営支援として、市内農業者及び水産業就労者への支援金を給付する農林水産業費の中の農林水産業者緊急支援事業に4,000万円。同じく市内中小企業等経営者への経営支援として支援金を給付する商工費の中小企業等緊急支援事業に4,011万円。ギガスクール構想関連事業に基づきオンライン学習環境整備を図るため、小中学生に1人1台タブレットパソコンの初期設定を行うための委託料、教育費の情報機器整備事業2,042万7,000円に充当しております。

これらの事業につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付を受けまして、財源振替の処理を行っていく予定でございます。以上でございます。

○議長（黒川民雄君） 次に、大森農林水産課長。

○農林水産課長（大森基彦君） それでは、私からは20ページ、農業水路等長寿命化・防災減災事業につきまして、お答え申し上げます。まず今回、予算として提案させていただきましたこれについては、国の農業水路等長寿命化・防災減災事業を活用いたしまして、ハザードマップをつくらうというものでございます。

この事業というのが、農業水利施設の機能の安定的な発揮、また効率的な長寿命化対策及び防災減災対策を早期に行いまして、効果を最大限に発揮するための取組を支援するというものでございます。したがって、これにつきましては、まず農業用というところが入っておりますので、今回、農業用ため池ということで、34か所ということで出させていただいたところでございます。

御質問の、農業ため池以外のため池、市内にあるのではないかと、また、それについての調査やメンテナンスをどうするべきかといったことでございます。まず、この想定されるものとしたしましては、宅地開発とか林地開発などにおきます調整池、あるいはその他様々な形でのため池が存在するというふうに考えておりますが、これにつきましては農業用ということで考えておりますので、今回は含めていないというところでございます。このメンテナンスとかをどうするべきかというところでございます。こういったような調整池につきましては、これを開発する際に、そういった法令等にのっとりまして、きちんとつくってあるということでございます。また当然、これ所有者、管理者が決まっておりますので、そういった方々が、メンテナンスのほうはするべきではないかというふうに考えております。以上でございます。

○議長（黒川民雄君） 次に、神戸消防防災課長。

○消防防災課長（神戸哲也君） 私からは25ページ、消防費、消防団管理運営経費のチェーンソー用下肢防護衣購入費21万2,000円について、お答えいたします。まず、何着購入であるかにつきましては、4着になります。そして、どのように配付するのかについてでありますけれども、既にチェーンソーを配備している班に配付をするという予定です。その班は、第3分団第5班、第4分団第2班、第5分団第4班、第6分団第2班になります。地区別で申し上げますと、興津地区に1着、植野地区に1着、佐野地区に2着という形になります。チェーンソーの配備も同じ数になります。以上です。

○議長（黒川民雄君） 次に、吉野学校教育課長。

○学校教育課長（吉野英樹君） お答えします。まず1点目、今回のタブレットの性能につきまして、国から示されている仕様に基づいた仕様となっているため、児童生徒が学校活動として使用する上では、十分な性能を兼ね備えていると考えております。

次に、2点目になります。タブレットの初期設定の委託料につきましてです。今回、購入予定の523台と千葉工大より寄贈の300台を合わせた823台が、初期設定委託料の対象となります。初期設定委託料につきましては、学校として必要なタブレットの集中管理に関する費用、フィルタリングに関わる費用、教職員の研修費用、その他諸費となっております。

次に、3点目になります。タブレットの納入時期としましては、初期設定などを含め、年度内の整備を目標としております。

4点目、今回のもので、教職員の対応スキル向上に向けた教職員の研修につきましてという点でございます。今回の予算でも計上してありますけれども、職員向けの研修会費も含まれております。今後、千葉県総合教育センターや千葉県教育庁東上総教育事務所の指導主事などを招聘して、研修を実施していきたいと考えております。また、本年度の四、五月に勝浦中学校のオンラインを活用した朝の会、それから授業の準備の仕方などについて今後、小中学校で情報を共有して、今後の教育に生かしてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（黒川民雄君） ほかに質疑はありますか。戸坂健一議員。

○5番（戸坂健一君） では、まず13ページ、基金繰入金から再質問したいと思います。財政調整基金への補填については、国の臨時交付金を充てていくということでお答えいただきましたけれども、国からの新型コロナ臨時交付金については、第一弾の臨時交付金の市町村分として、千葉県内の市町村の割当分は139億8,815万円になったかと思います。しかしながら、勝浦市の場合、1月の武漢からの帰国者受入れ対応によって、全国で先駆けて自粛が始まり、全国でも先駆けて経済的な停滞が始まっているという特殊な事情があります。そうした特殊な事情を鑑みて、可能な限り多くの交付金が活用できるよう、国、県に強く要望していくべきだろうと思います。

そこで、再質問ですが、第一弾の勝浦市の割当分は幾らになったのか。また、近隣市町村との比較が分かれば、お聞かせください。また、これは市長にお伺いしたいんですけども、交付金の調整について国、県に対し、これまでどのような交渉を図ってきたのか、お聞かせください。

20ページの農業費の長寿命化・防災減災事業委託料についてであります。よく分かりました。しかしながら、私の知る具体例で一つお伺いしたいんですけども、これは衛星写真等で見ても分かるんですが、守谷地先はかなり古いダムがあります。恐らく戦前につくられたのかなというふうに思うんですけども、恐らくというか、私有地の中に入っていて、先ほどの御答弁にあったように、所有者が管理すべきものだと思うんですけども、かなり規模が大きいです。高さが10メートル、12～13メートルあるのかな。幅も30メートル以上あって、貯水量もかなり多く見込まれるんですけども、もし大雨等々でこれが決壊した場合かなり、やっぱり心配すべき、憂慮すべき事態になると思うんですが、こうした、今回の条件に当てはまらない貯水池、ダムについての、今後の担当課としての調査というか、メンテナンスの考え方をいま一度お聞きしたいと思います。

25ページの消防費、消防団の管理運営経費について、4着分ということで、現在チェーンソーを配付してある消防団ということですが、私の所属する浜勝浦消防団にも、チェーンソーが1つ置いてございます。この下肢防護衣はもう義務でありますから、これを購入、消防団の班の運営経費の中で出すということになると、かなり負担が大きいですので、いま一度、各班のチェーンソーの所有状況を確認していただいて、チェーンソーを所有している班には今後、予算措置を図っていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

26ページの小学校費と中学校費の情報機器整備事業についてであります。まず端末購入費、国の指針に基づいて十分な性能を備えたものということで理解いたしました。が、やっぱり4万5,000円という価格を、ふだんタブレットを使っている身から考えると、かなり廉価なものなんだろうなという予想がつかます。国の予算を使つての事業ですから、あまりむちゃなことは言えないんですけども、やはり安かろう悪かろうではいけないと思いますので、今後、選定に当たっては、業者としっかりと協議をしていただいて、使用に耐えるものを選んでいただきたいと思います。

これ質問なんですけれども、この使用サイクルですね。例えば今、1年生がこの予算でタブレットをあてがわれたとして、それをいつまで使う予定なのか。この製品をどの程度の年数を使う予定なのかということで、お聞かせください。

また、初期設定委託料、よく分かりました。千葉工大からの寄贈分も含めてということであれば、妥当な金額かと思います。ですので、今お聞きした部分だけお答えいただければと思います。以上です。

○議長（黒川民雄君） 答弁を求めます。長田企画課長。

○企画課長（長田 悟君） お答えします。本市におけます新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の限度額ということでございますが、1億719万7,000円でございます。この算定につきましては、要綱が発せられまして、4,800円に平成27年度国勢調査の人口1万9,248人を掛けた数に、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方法による市町村区分に対応する率、内閣総理大臣が別に定める率などを掛け、さらに財政力指数を考慮した、勝浦としましては計算しますと、1.16を乗じて算定した金額でございまして、本市1万9,248、これは平成27年度の国勢調査の人数なんですけども、これに対する1人当たりの金額については5,569円でございます。なお、5月末現在の勝浦市の人口としましては1万7,043人、これで割りますと、6,290円というような形の交付になってございます。

なお近隣としましては、いすみ市につきましては1億8,000万円、1人当たりにつきましては約4,880円です。茂原市につきましては約2億3,900万円、1人当たり2,670円。大多喜町につきましては約7,400万円、1人当たり7,600円。御宿町、約6,400万円、1人当たり8,800円になります。これにつきましては、財政力指数とか、そういう考慮したということで、国のほうからの支給ということでございます。以上でございます。

○議長（黒川民雄君） 次に、大森農林水産課長。

○農林水産課長（大森基彦君） 私のほうからは、ため池の関係につきましてお答え申し上げます。先ほど議員おっしゃられました守谷地先のダムみたいなものというところでございます。これ、ため池名称「守谷」というため池名称でございまして、私も子どもの頃、何回か行ったことがあります。本当にダムみたいなものということで認識しております。これの水量が、これは今、ホームページで公表しております「ため池マップ」に記載されておりますところで、9,400立方メートルの貯水量があるというふうになっております。

今回、このハザードマップの事業でございしますが、このため池につきましては、今回これは含まれておりますので、この守谷のため池につきましては、自然災害による被害想定予測し、また、その範囲の地図化ということで、ハザードマップ作成に入っております。

また、先ほど想定として考えられます調整池など、要はため池以外のものにつきましては、先ほど申し上げましたように、基本的には所有者、管理者の方が見ていただくということが原則だというふうには考えております。

今回、このハザードマップをつくった後、どうするかといいますと、これは当然、公表いたします。また、ため池に関してですが、所有者とか管理者を再度確認いたしまして、今後、このため池をどうするのか、そういったところは調べていかなければいけないというふうには思っております。使うということであれば、調査したり、必要によって修繕。もしも使わないということであれば、水を抜いて壊すといったようなことをまた考えていかなければいけないということでございます。

そういったことにつきましては、何か事業があれば、また、それを検討していきたいというふうには考えております。また、これは廃止の手続もしなければいけませんので、そういったことも併せて考えていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（黒川民雄君） 次に、神戸消防防災課長。

○消防防災課長（神戸哲也君） お答えいたします。チェーンソーの配備状況を調査の上、配付する

ことについてでありますけれども、消防団活動で使用する必要なものは配備すべきと考えますので、まずは保有の状況を調べてまいりたいと考えます。以上です。

○議長（黒川民雄君） 次に、吉野学校教育課長。

○学校教育課長（吉野英樹君） お答えします。今回のタブレットの使用期間についてでございますが、今回の初期設定の委託料の中にフィルタリング機能を5年間分を計上しておりますので、5年間と考えております。以上です。

○議長（黒川民雄君） 次に、土屋市長。

○市長（土屋 元君） それでは国、県に対してこれまでの交渉でございますが、2月7日に千葉県の森田知事が勝浦市を訪れていただきました。その際にも勝浦市の特殊な状況を考慮していただいて、全面的に応援しますということもございましたし、2月21日には赤羽国土交通大臣が来ていただいて、私からも特段の御配慮をという要望を出させていただきました。

で、市議会の皆さんが2月27日に、市議会として国と県に強い要望書を出していただきました。かつ、執行部として私たちは3月12日に官公庁、それから内閣総理大臣、高市総務大臣、麻生財務大臣、加藤厚生労働大臣等々に要望書をお願いに行きました。皆さんそれぞれ勝浦の、最初に武漢受入れのことについての本当に感謝を言っていただいて、当然そういうことを踏まえて第一弾の臨時交付金、そして今、検討中の第二弾の臨時交付金、こういったものに反映されてくるというような中でありますが、具体的に第一弾終わった中での配付の根拠を含めて、今後は強くまた、そういった特段の御配慮の意味をもっと深めて要請していきたいなというふうに思いますし、市議会の皆さんも2月25日以降、出していただいたので、市議会と執行部と力を合わせて国に、武漢受入れの第一弾の先鞭をつけたということも含めて、一緒になって共同歩調でお願いしたいという思いであります。以上です。

○議長（黒川民雄君） ほかに質疑はありませんか。戸坂健一議員。

○5番（戸坂健一君） 歳出については、よく分かりました。今回お願いしたことについては御検討いただきたいと思います。

再質問としましては、歳入について、13ページについてのみとしたいと思います。今回この議会にも様々な緊急経済対策を打ち出されておりますが、勝浦市の財政状況、非常に厳しい以上、市民の皆さんに、より充実した経済対策を打ち出していくためには、やはり国からのお金に頼らざるを得ないところはあります。そうした中で、今、第一弾の国からの支援金、臨時交付金については1億700万円、勝浦市の割当て分ということでもありますけれども、これ、やはりどう考えても、この計算式にのっとって割り出した額以上のものではないように思います。

先ほど市長からお話がいったように、今年の3月議会中に、私たち市議会としても国、県に対して、この新型コロナウイルスによる風評被害対策等に関する意見書を提出させていただきました。その中にははっきりと、勝浦市に対する補償等、特別交付税措置も含めた積極的な財政支援を行うようお願いすると書いてあります。

今こそ、これを国、県に強く訴えて、近隣市町村とは特別に違う事情があるわけですから、より充実した経済対策ができるように、より積極的に訴えていくべきだというふうに思います。近隣並みというのは、やはりおかしいと思います。先ほど市長のほうで、今後は特段の意味も含めて交渉していきたいというふうにおっしゃっていただきましたけれども、改めてお願いをいたします。この点について、第二弾、第三弾の交付金がある場合は、勝浦市の特殊な事情を鑑みて、よ

り充実した経済対策等、市民に支援ができるように強く訴えていただきたいと思います。いかがでしょうか、市長。

○議長（黒川民雄君） 答弁を求めます。土屋市長。

○市長（土屋 元君） これは、市議会の皆さんが2月27日に早速、行動を起こしていただきました。やはり両輪、市議会と執行部が力を合わせて国、県を動かしていくと、これが大原則でないかと私は思いますので、これについてはまた皆さんと打合せしながら、さらなる特段の御配慮いただくような要望活動していきたいという思いであります。よろしく願いいたします。

○議長（黒川民雄君） 次に、久我恵子議員。

○7番（久我恵子君） 私のほうから議案第41号、19ページ、衛生費、環境衛生費、空家対策事業の危険建物崩壊対策工事費について、お聞きいたします。特定空家対策緊急措置が白木区、そして沢倉区、各1棟、計上されておりますが、どちらの建物も、数年前から危険度が高く、地域より緊急の対応が求められていたかと思われます。特に沢倉区の建物につきましては、豊浜小学校の通学路に当たりまして、強風時などは学校の先生方が、登下校時、生徒の安全を図るために見回りに出るというような状況も確認されております。そして近所の方も風が吹くたびに、飛んでくるんじゃないかというような心配をされておりました。

本来ならば、こちらは当初予算で対応されるべきと考えておりますが、なぜ今回、補正予算で対応になったのか、お聞きしたい。それと、工事の場合の工法、そしてその工法を選んだ理由について、お聞かせください。

○議長（黒川民雄君） 答弁を求めます。山口生活環境課長。

○生活環境課長（山口崇夫君） お答えいたします。19ページの空家対策事業について申し上げます。1点目の、なぜ6月補正となったかというところでございますけれども、今回、予算計上している空き家については、御存じのとおり、2軒の空き家を勝浦市空家対策の促進に関する条例第14条に基づいて、緊急措置として最小限の措置を行うものであります。

1件目の沢倉の物件につきましては、製氷工場として使用されていた木造平屋建てのもので、平成25年から、文書による依頼や電話などで所有者に対して、現地を確認して近隣に迷惑がかからないよう指導してまいりました。そういった中で昨年6月に、所有者が経営する会社のほうを訪問した際には、更地にして売却するようなお話もしておりました。

しかしながら、昨年、御存じのとおり、台風襲来により、外壁の飛散などがありまして、所有者に連絡をしておりましたけれども、前向きな回答は全く得られず、また、営業していた事業を、昨年9月より停止しているという情報も聞いております。

それを受けまして、今年2月4日に空家対策の協議会を開催いたしまして、各委員の皆様に現状を報告するとともに、今後の対応について協議を行いました。本物件については、複数の銀行等の抵当権等が設定されておまして、設定権者の考えや意思を確認した上で、今後の対応を検討することとしておりました。

以上のことから、所有者の対応は、今後においても実施される見込みが非常に薄いこと。それから、抵当権者の意見確認が、本年の5月に確認できたこと。このまま放置すれば、近隣の住民の方々や、通学路を利用する子どもたちに危険が及ぶ可能性が高く、台風シーズンが到来する前に、この対策を実施する必要があると判断したことから、6月補正の予算計上となりました。

続いて、2件目の白木の物件についてでございます。こちらは店舗として使用されていた木造

平屋建ての建物でございます。同じく平成25年から、注意喚起など文書による依頼、電話、口頭による指導を行っているところですが、所有者は平成7年に死亡しております。相続対象者である所有者の子と連絡をとっているところでございます。過去には、所有者側で不動産会社に連絡をして、売却を試みておりましたけれども、売れる様子がなく、その後、体調も崩し、病院通いをしておりました。連絡もなかなかとれなくなりまして、居住地も現在、確認できない状態となっております。

本年2月4日に、先ほどの件と同じように空家対策の協議会で、各委員の皆様から御意見を頂いたところ、所有者相続人と解体業者、それから不動産会社とか、そういう3者合意で実施することが望ましいと思いますが、並行して市の措置も検討するべきということでありましたので、その後、状況が進展しないことを鑑み、今年4月に協議会の建築専門委員と相談し、市が行う措置としては、建物を解体し、飛散防止のネットを設置する方向で決定いたしました。今回の6月補正で計上することとなりました。

また、所有者の相続人としては、電話番号は分かるものの、居住地が確認できない状況にあります。ほとんど連絡がつかない状態が続いており、所有者側の対応は見込めないという判断をし、また、本件は国道297号に面しておりまして、近くには路線バスの停留所もあることから、建物の屋根や外壁材が飛散する可能性が高く、周辺に与える危険性も高いことから、台風シーズンの到来する前に、対策をする必要があるというふうに判断したところでございます。

次に、解体にかかる費用については、内訳としましては、沢倉の物件は319万5,500円。それから白木の物件は29万7,600円を見込んでおります。また、解体方法につきましては2件とも、重機により解体をして、そこに置きます。撤去は行わず、飛散防止のネットで覆うという工法で行いたいと考えております。

ただし、沢倉の物件につきましては、スレートやサイディングなど、アスベストが一部含まれる部材であることから、これは処分することとして、今、見積もっております。この後、工法の決定につきましては、空家対策の協議会の建築専門委員の意見を頂きながら検討した結果、市として、最小限の方法として、また周辺の住民の方々の安全を考えた上で、最終的に決定をさせていただいたところでございます。以上でございます。

○議長（黒川民雄君） ほかに質疑ありませんか。久我恵子議員。

○7番（久我恵子君） 補正予算になった理由について、よく分かりました。それから工事の方法につきましても、予算等、あといろいろ考えて、壊した上で網掛けをするということで承知いたしました。

ですが、沢倉の物件につきましては、アスベストが使われているということなんで、こちらについては細心の注意を払って、学校もありますし、住宅地も大変多うございますので、その辺は重々注意してやっていただきたいのと、あと周辺の皆様にこれを周知していただきたいと。このアスベストが一体、どのぐらいの規模であるのか、その辺をお聞かせください。

それで、この工事の費用についてなんですが、一昨年、ちょっと視察に伺いました市で、空き家の行政代執行の先進地であったんですが、お伺いしましたところ、費用を回収することがほぼ難しいと。例えば回収できたにしても数万円であるというお話を伺いました。この両方の物件におきましても、今、所有者がよく分からなく、連絡がつかなくなっているとはいえ、やはり回収については、できるだけ回収の方向に向かっていたいただきたいと思いますので、その回収について

の手法について、もう一度、御説明をお願いいたします。

○議長（黒川民雄君） 答弁を求めます。山口生活環境課長。

○生活環境課長（山口崇夫君） お答えいたします。アスベストの規模につきましては、先ほどスレートとかサイディング等があるということで、一応、見積り上は5立米ほどを、運搬費用も含めて、予算は計上してございます。

それから今後の、かかった費用の件につきましてですけれども、建物の解体を実施する前には、所有者に文書など、事前に周知をいたします。最終的に何も対応する見込みがないときには、解体工事を実施してまいります。今回実施する緊急措置については、勝浦市空家等対策の推進に関する条例第14条の規定により実施するもので、同条3項においては、緊急措置を講じたときは、それに要した経費を当該特定空家等の所有者等に請求するものとするがありますので、実施後、必要な手続を行った上で、請求をしてみたいというふうに考えております。

実施の時期については、台風シーズン到来する前ということでございますので、できれば8月を目標に、実施していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（黒川民雄君） ほかに質疑ありませんか。次に、寺尾重雄議員。

○8番（寺尾重雄君） 私から、議案41号、今の前段者の話を踏まえて、19ページの空家対策事業について、そして23ページの市営住宅の維持管理費についてですね。今、前段者が言われた解体事業は、確かに法律ができて、その中で勝浦市もやるんですけど。実際、私も今、どこの位置かというのを認識しました。国道つぶちで297は副市長の近くだなという件と、あとは沢倉の小学校、元の川岸屋水産さん。

そこで、まず平米数の問題と、この事業の問題ですけど、今後こういう案件が非常に多くなってくるんですよ。それに伴って勝浦にも、顧問弁護士控えている中で、これをどのような方法で、相続とかいろんな権利関係がある中で、これを、電話が通じないだけで、そういう仕事をやっていくとか、問題点として勝浦の朝市通りにさんざん放置された物件もありましたけど、それはこの空家対策の法律ができる前の事業でした。あれも長い間かかって処理されました。確かに勝浦の中央商店街の中では非常に困る物件ですよ。今後、こういう物件が非常に増えてくるんじゃないか。ましてや今のコロナ事情の中においてもですね。

やっぱりもっとこれを協議できるものでないと、全て対策協議会で決めて、解体だ何だかんだという前に、もう少し踏み込んだ問題点が解決しない以上、勝浦の財政厳しい、厳しいといいながら、これは補助、ないわけですよ。そうすると、単独でこういうことをやって、そしてこの問題、まず先ほどの319万円と29万円ですか。これもコンサルタントを入れて試算しているのか。さっき前段者が聞いたから、ある程度の認識はあるんですけど、まず沢倉の物件に関しても相当大きい。中、がらんどどうになって、多少の荷物は入っている面もあるかと思いますけど。アスベストの5立米、確かにこの処理する、また解体するには二重三重の、飛散しないように処理していかなければいけない方法あるんですけどね。

そうかといって、それを放置していたら、そこの住民の人たちは余計困るから、行政がそこで関与していくのが、空家対策の14条の問題でしょうけど。今まで、平成25年度から周知してきた中で、飛んだときは当然、その人間に責務あると思うんですよ。これは勝浦市が出る前にその持ち主や、あるいはその相続される人間。これは勝浦市も弁護士いるから、その辺どうなのか。どのように検討しですねって先ほど言いましたけど、弁護士の考えは聞いているんですか。そして、

法的にそれをどのように処理していったらいいかって。壊せば、周りの人間にとっては安心ですよ。勝浦市が常にこれに関与すると、法律がそうなっているけど、今後多くなってくるからね。常に年に何個か出てきちゃうと、非常に困るんで、その辺の十分なる対策を、弁護士はどういう考えを持って、これに対処しているの。

次、23ページのこれは漁民アパートかな。漁民アパートは今、2棟あるわけですよ。A棟、B棟だか知らないけど、2棟。そこで、この浄化槽2,500万円を入れるに当たって、1つで処理して、80人槽なのか。ここに委託料90万円近い金を払っているんだけど、どういう考え方の中で、こういう方法を選んだのか。それを回答していただきたい。以上です。

○議長（黒川民雄君） 質疑の途中であります、午後1時まで休憩いたします。

午前11時53分 休憩

午後 1時00分 開議

○議長（黒川民雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。山口生活環境課長。

○生活環境課長（山口崇夫君） お答えいたします。私のほうからは特定空家の件で、まず額の算定の方法なんですけれども、まず市内業者の解体をされる業者に参考見積りをとらせていただいております。その上で、内容を確認するために、市役所内部で設計にて確認をしているところです。それにおいて、予算計上をしているところでございます。

また、弁護士等に相談したりしているのかということでございますけれども、今回の解体決定に当たっては、先ほども申ししておりますが、協議会の御意見を頂いた上で決定しておりますけれども、協議会は、条例の6条において協議会を置くとされております。協議会の内容については、一部には、特定空家に対する措置について協議するということもございます。メンバーは6名で構成しておりまして、市長をはじめ司法書士会、弁護士会、建築士会、土地家屋調査士会、それから宅地建物取引業協会の方々をメンバーに、御意見を頂いているところでございます。各委員の皆様御意見を頂いた上で、特定空家等の問題解決に今後も取り組んでいきたいと考えておりますし、今回の物件についても、文書を出す場合において、内容を弁護士の委員の方に相談した上で対応しておりますし、今後もしていきたいというふうに考えております。

今後におきましても、市内には空き家の問題が、議員御指摘のように増えてきております。解体など、今回、緊急の措置で行いますけれども、代執行する前に問題解決が図れるよう、全てが解体するわけではなくて、その前に解決ができるような努力も、今後していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（黒川民雄君） 次に、大森農林水産課長。

○農林水産課長（大森基彦君） それでは、私のほうからは23ページ、市営住宅維持管理等経費につきまして、お答え申し上げます。まず今回、御提案させていただきました内容につきましては、浜勝浦みなと団地の浄化槽、これを合併浄化槽に変えるということで、既存の浄化槽が劣化していることによりまして、新しいものにしようという内容でございます。

御質問の、今回80人槽で御提案させていただいておりますが、なぜこれが80人槽かということでございます。これにつきましては、建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準に基づきまして積算いたしました。すなわち床面積に対しまして0.05掛けた数字ということにな

ります。そうなりますと、数値のほうが78.89になりますので、80人ということにさせていただきました。

なお、これにつきましては、夷隅土木事務所のほうの建築主事も確認した上での算定ということで、これに基づきまして今回、予算を提案させていただいたというところでございます。以上でございます。

○議長（黒川民雄君） ほかに質疑ありませんか。寺尾重雄議員。

○8番（寺尾重雄君） まず、特定空家の問題について。特定空家じゃないんだけど、15ページの医者の方の2棟の解体は面積が書いてあるんだけど、15ページね。何で、こちらのほうは金額だけ入って……。確かに先ほどは、あれが5立米、アスベストね。先ほどの前段者の話の中では出てくるんだけど、もっと詳細。先ほど来、業者に委託し、確かに皆さん、業者に委託しながら、それを予算計上していくという手法しかないのかという問題は、今の浄化槽ではコンサルタントに委託し、管理者に委託し、それを土木との協議という話もあるんだけど。この特定空家の建物を壊すに当たって、この説明の中に何もないんだよね、金額だけしか。先ほどの前段の質問の中で、アスベストがどうのこうのとかね。もっと議員に分かるようにどの部分がどうなのか。少なくともラフスケッチでも何でも、壊して、その問題が見えるものでなければ、分からないんだよ。

そういう意味で、こういうものを出すに当たって、入札するに当たっても、資料なくして、業者に頼んだから業者のをうのみにして、それを入札に図るという話では、やっぱり違うと思いますので。その辺は今後、入札に当たっても十分……。15ページのほうは大体、坪7万かかっているんですよ、解体するのに。両方で大体50坪あるから。それも、どこまでこれもあれしたんか、一応面積あって、金額出ているんだけど、何が何なの。屋根だって、瓦なのか。あそこを見た感じはセメント瓦みたいなのになっている、沢倉は。ほとんど内部はなく、外部は板であって、どこまでがどうなのかという問題ありますので。やっぱり予算は予算として出しても、これはもっと検討しながら進めてもらいたいと思います。それで、回答はいいです。その辺を十分考慮してね。

あと、23ページの、夷隅土木事務所に聞いたとかであるんだけど、あれ、2棟あるわけね、課長ね。課長も分からないから、コンサルタントに委託したり、業者に委託してんだけど、私も端くれの中で、そういう問題を今、聞いている話ですけどね。2棟あって、2棟一団地としての計算にしろとも、1棟ずつの。80人槽になると、浄化槽って、50人槽以上だと高くなる。そして、何ppmか分からないけど、要するに10ppmの高度処理型浄化槽にして、高い値段になっちゃう。ここにも業者、二、三人いるんだろうけど、高い値段になっちゃう。

そうしたとき、あの建物が2棟あるのであれば、敷地見ても、1棟ずつの入れ込みで、今の排水も当然ある中で、その辺の協議はどこ。だからコンサルタントも、いかに安く、どうできる。なぜ言っているかという、2,500万円の単価って、非常に高いんじゃないかと。要は、2棟あって40人・40人の問題であれば、仮に高度処理型浄化槽においても私の話だと、1棟200万円。いいですよ、250万円でも。そうすると、2棟あったって500万円。そこに工事費入れて、合併浄化槽で今の排水は当然、排水の中で流れているものをどう集約し浄化槽にぶっ込んで、どう管理し、そして、ある面では根切りの深さも上がってくる問題があるわけですよ。

いや、それは課長にこういうことを言っても、なかなか分からないから。課長も一生懸命精査しながら、いろんな方向。ただ、ただですよ。金の問題であれば、もっと詰める方法があって、

当然、今、山口課長にも言ったように、ある程度、市民の税込であれば、それを精査し、それを発注。いや別に、それを下げたからって、飯食わない話にまで持っていく話ではないですよ。普通の話で、普通の仕事なんですよ。実際、50人槽だって、私も入れているけど、別にそこで金もうけする話ではなくね。もう少し抑えることの発注ができるだろうと。ただ業者の言いなりで全て、勝浦市ももっと技術屋がいて、ちゃんとに。

そして、県の単価で、当然、建設課長もここには、いないか。建設関係においても、建築関係においても、県の単価で当然やる。県の単価表で、ものをやる話出るんですよ。そこでの精査が、ただもうコンサルタントの……。いつもそうなんだよ。コンサルタントを頼んで、コンサルタントがそれだから、そうして業者がこの値段だからって。業者にしてみれば当然、もうかるように、もうかるように上積みの上積み持ってきますよ。いや、このくらいもうけさせてもらって、これで勝浦市にお願いしたいなんて考えなんかないから。それをやっぱり議会でもそうだし。課長さんたち、あるいは発注、契約側でも、どのような発注って。そうすると、あんまり下げたら業者がいなくて。業者なんかいますよ。

そこで、やっぱりコロナを踏まえても、いろんな面を踏まえても発注方法が、ここに2,500万円あるのであれば……。2,500万円だよ、2,500万円。先ほど言ったように、これはどこへ聞いたって分かります。40人槽の浄化槽2台入れれば、200万円が普通の話であって、そこに50万円載せたって、そこに工事がどういうルートで……。管は下りているんだから、管は。それを合併にどう取り込んでいくか。あるいは根切りがどうなのか。そういうことを発注までにもう少し精査していただきたいと思うんで、これは私からの要望で、これで終わりにします。以上です。

○議長（黒川民雄君） 次に、鈴木克巳議員。

○1番（鈴木克巳君） 私からは、議案第41号と42号について、お尋ねをいたします。まず最初に41号の11ページ、森林環境譲与税の増額があったということの説明でしたが、森林環境贈与税は、令和2年、今年度は増額になったということで、創設されてから今年で3年目になるんですね。この説明書にあるとおり、森林環境整備を推進するためのものでありますが、勝浦市として、これを、今のところ国のほうから来て、将来的には市民1人当たり1,000円ぐらい取ることになっていると思いますが、この来ている税を勝浦市は今後、森林整備環境について、どのように使っていく予定があるのかということについて、まず譲与税とは、どういうものかとの説明と2点をお伺いします。

次に、今回、前段者がいろいろやっていますので、重複してくるところもあろうかと思いますが、一応、私のほうも提出してある部分がありますので、重複している部分も含めて、質問させていただきます。

13ページの、先ほども前段者が言いました繰入金についてなんですが、これは私、5月の臨時会のときにも、この質問をさせていただいた経緯があります。そして5月臨時会のときには当時、専決で1億220万円のコロナ対策をやるという中において、政府の第1次補正がある。まだ決定はしていない。そして第1次補正のほうの勝浦市分として、先ほど数字の説明がありましたが、1億700万円の見込みがあると。ただ、これも1次補正の財政、地方創生臨時交付金、これに対して市から、計画書を持って進めていくというのが5月の説明でしたが、先ほど前段者の答弁の中に、後で出てきますが、今回の事業者に対しての10万円給付が、この第1次補正の給付金で充てるといような内容が、何か説明があったように、私は先ほど聞いたんですけど、第1次補正のほう

は、5月臨時の専決のときのものに充てるということではなかったのかと思います。その辺、どういう状況で、コロナ対策に対しての国の給付金を使っていくのか、もう一度説明してください。先ほど前段の戸坂議員に対する答えが、ちょっと私は、以前聞いたのと違うかなというふうに思いましたので、再度お伺いします。

そして、まだ第1次補正についての交付決定、計画は上げて、国へ申請はしていると思いますが、交付決定というのはどのくらいされているのか。数的には1億700万円という話ですが、その国の交付決定を受けたものは今回、5月の臨時会では、そこで財調を取崩して、それに対応しているが、そこへの補填に充てるということでしたと思います。ですから、その辺についても再度お聞きしますと同時に、今、国会で審議されている令和2年度第2次補正予算も、今日あたり衆議院を通過するということですかね。これも調べていきますと、臨時交付金上乗せは、2兆円上乗せするという提案がされていますし、国会のほうは通っているんだろうと思いますが、その辺のことについては、これからだと思いますが、これが今回上がっている各10万円ずつの事業者への給付金に充てるんじゃないかなというふうに私は思っていたんですが、その辺について整合性をお示してください。

それとあと15ページの、先ほども解体、前段者から出ていました。庁舎管理の問題です。総務管理費の庁舎維持管理経費で361万4,000円が、元医師住宅の2棟について解体をするという。前段者が計算していると、坪7万円になるという話ですが、解体費用については、それ相応の積算をしているんでしょから、私は、これが妥当かどうかというのは、先ほども質問があったとおり、やっぱりお金を本当に抑えていく。財政がない勝浦市なので、極力抑えていく。ただ、対応する事業者に対しても赤字を出さないぎりぎりのところでやるんでしょうけど、その辺をやっぱり詰めた上で発注をしてもらいたい。これは答弁要りません。この2棟を解体した。これは確認なんですけどさっきと違って、網を張っておくだけじゃなくて、全て撤去するということでもよろしいのかということと、撤去した後の跡地について、以前から問題になっている地代のことも含めて、まだ勝浦診療所はもとの診療所が建っています。そここのところについて、もとの診療所は倉庫となって、ひな人形等も入っているんだろうと思いますが、それが残るわけですね。将来的にあそこの土地が、相当の高額で、まだまだ地代を払っていますので、その辺についてね。今回2棟を壊した跡の敷地活用、そのままにしておくのか。その後、続けて、これはこんな300万円という金額じゃなくて、何千万の金額になっちゃうかもしれませんが、もとの病院の解体も手をつけていって、土地はもう返す。余分な地代は払わないということにしていたほうがいいと思いますが、その辺の方向についてお伺いします。

次に18ページの扶助費、居住確保給付事業という問題ですが、この居住確保給付事業について、概要説明をお願いします。詳細については、あした委員会のほうで聞きますので、この場では事業概要のみ説明してください。

それとあと、20ページの農林水産業の中で出ています農業者、水産業者、プラス、22ページになる中小企業者（経営者）等に対する緊急支援事業、これ、ひっくるめてお伺いします。まず市のホームページに、もう既にこれが載っています。これは今回の専決でやったものと同時に、中小企業経営支援金ということで、ホームページにも載っていて、最初の載せ方が、もう議会を通す前に、「支給します」というものが目にあったんで、ちょっとそれは、私としてはおかしいだろうということで、市のほうに話したら、支給について、6月議会に提案するという内容に

変更されていますので、それはそれとしても、まだ議会で提案もされていないこの支援金が、もうホームページに載っていたということについては、いささか問題があるんじゃないかなというふうに思います。それをどうのこうのは言いませんけど、その辺は十分注意してもらわないと、議会でもまだ出てない問題が、市民には周知されているということについては、どうなのかなと思いました。

それはそれとして、この支援金についてまず1点目は、各農家と漁業者と中小企業、これが農家については100人、漁業者について300人、中小企業については400人、合計800人。支援金としては8,000万円が計上されています。これについて、それぞれ対象者をカウントしたものについては、ここに数値的には説明書きがありますが、このカウントの根拠について、お聞きをします。それぞれの農業、漁業、中小企業ということでお聞きします。

その上で、今、現状でもう既に国の持続化給付金、県の支援金等々がありますが、それを申請した人たちが対象だということですよ。今、その辺の状況が分かっているのであれば、どんな状況か。これはまだまだ今年いっぱい申請の猶予がありますので、早い人はもう申請して、100万円なり200万円ってもらっているという話も聞いていますので、それが今どういう状況になっているのか、それは分かれば結構ですので、お聞きします。

次に、同じ20ページにある、先ほど前段者が聞いています農業用水路の長寿命化・防災減災事業2,520万円なんですけど、これは前段者が聞いたので、ある程度ダブって聞きませんが、これについて県からの補助が2,110万円ですか、かなりの県からの補助が来ていますので、県の指示のもとにこれをつくるんだろーと思いますけど、ハザードマップをつくるに当たっての県からのお金じゃなくて、ソフト面での支援はどういうものがあって、基本的なものが県の対応の中にあるのかどうか。そして完成品、2,500万円かけてハザードマップをつくと。

今までいろんなハザードマップできています。海から川から勝浦ダムからについてできていますが、今回つくる34か所のため池のハザードマップについては、公表がホームページだけ。ホームページ公表予定になっていますが、これはハザードマップをつくって、ただつくればいいというものじゃないです。何のためにつくるかという部分と、さっきも守谷のため池が出ていましたが、一つ一つのため池が例えば災害で決壊したときには、どこのところまで、集落まで影響があるのかというのは、その地域の人たちが知っているおく必要がありますので、特にそういうところ、これは上野佐野地区、また、元農業用のため池なんで、そういうところの人たちは果たしてこれをホームページで、みんな確認できるかといったら、私は無理だと思います。ですから、この公表の方法については、もしくは地図につくったものを戸別に配付するなり、各区長宅に置くなり、そういうことは必要ではないかと思いますので、その辺について、ホームページだけではなくて、公表の方法について考えていただきたいんですが、お聞きをします。

次に、森林環境は一応言っておりますけど、あした聞くので、今日はいいです。

あと、先ほど話しましたが、中小企業の緊急支援の中で、この中にのみ、交付決定通知書の発送とかチラシの印刷とかが含まれています。これは中小企業だけでなく、農林水産業も含めたチラシになるのか。当然そういうふうなチラシにしたほうがいいと思いますが、それぞれ漁協に行けば、漁業用のものは置いてありますし、農協では農業用のものも置いてあります。だけど、やっぱりこれを市が周知していくのであれば、そのチラシ印刷について、その辺も含めて対応すべきだと思いますので、その辺について、お伺いをします。

あと42号の36ページの傷病手当金です。これは、歳入歳出が同額で、先ほど事業内容をお聞きしましたので、予算について50万円上がっています。これを見ますと、1万円の3分の2負担割合ということで、25掛ける3。あくまで取りあえず予算化をしないと、即対応できないということでしょうけど、これが多いのか少ないかは全く分かりませんし、使わなきゃ使わないほうがいいんですが、仮に使うとなったときのこの日額の1万円と、あと3分の2の負担割合、これは国から来る部分で充当するんでしょうけど、そうであれば、3分の1について市のお金を入れて、1万円なら1万円を手当金として支払うことも、私はあっているのかなと思います。その辺の手当金の考えについてできる限り、病気になった方に対しての手当てとしては10分の10、支払ってやるということも必要ではないかなと思いますので、その辺についてお聞きします。以上です。

○議長（黒川民雄君） 答弁を求めます。大森農林水産課長。

○農林水産課長（大森基彦君） それでは私のほうから、歳入と歳出、併せてお答えさせていただきます。まず最初に森林環境譲与税、11ページでございます。これについて2点、御質問がございました。先にこの譲与税ってどういったものかというところから御説明させていただきます。まず、この譲与税、御説明する前に、森林環境税について御説明いたします。これは森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律により創設されたものでございます。

この目的については、森林整備等に必要な地方の財源を確保するというところが目的でございまして、内容につきましては、個人住民税の枠組みを使いまして、お一人、今、1,000円を賦課徴収するという、国民の方から頂戴するといったものでございます。これをもとにいたしまして、森林環境譲与税というものが、それぞれ自治体に下りてくるというものでございます。

今のところ、これについては令和6年度から徴収が始まりまして、令和7年度については、およそ600億円がもとになっているというふうに試算されております。これは市が90、県が10の割合で、それぞれの計算方式に基づきまして、都道府県、市町村のほうにおりてくるといったものでございます。これが森林環境譲与税でございます。

譲与税につきまして、ただ現状としては、既にこの森林環境整備につきましては、もう行わなければならないというところから、別の財源を設けまして、平成31年度から譲与税として、市町村、都道府県に交付が始まっております。平成31年度につきましては200億円、令和2年度につきましては、当初200億円でしたが、これが400億円、3年度も400億円。で、令和4年、5年が500億円で、6年度につきましては森林環境税に300億円を足しまして600億円といったような形で、それぞれ交付されます。31年度決算額が292万2,000円でした。今回、最初はこの200億円だったということでございましたが、今回それが400億円になったということから、その差額分を今回、予算のほうを計上させていただいたというところでございます。

2点目の、森林環境を勝浦市はどのようにしていくのかというところでございます。これは、この譲与税と同じことになりますが、まず森林の整備、いわゆる間伐とか人材育成、担い手確保、また木材利用の推進、そういったものに充てていくというところでございます。では、勝浦市はどういうところでやっていったかといいますと、平成31年度の実績でございますが、森林環境整備基本計画を策定いたしました。ただ、これについては、計画は出来上がったんですが、本来でしたら農林業振興対策協議会といったところに諮って、御意見を頂戴しながらつくらなきゃいけないんですが、コロナの関係で、そこまでは至っておりません。ですので、計画は策定されておりますが、そういった手続のほうは、ちょっとまだというところでございます。で、令和2年度

の事業予定でございますが、この中でゾーニングを行いまして、そのゾーニングの中から地区を選定いたしまして、アンケート調査を実施していくと。その結果を分析した後、また、実際の計画をつくっていけばというふうなことを考えております。

これは森林環境譲与税でございまして、これについては、実際にきちんと使われているかどうかを担保する措置もございまして、これは、この使途を公表するということになっております。これも法律に明記されております。時期としては、決算を議会の日程に付したときには、公表しなさいといったことになっております。そういった形で、この譲与税のほうは使うということでございます。併せまして、市のほうとして、そういったことを考えているというところでございます。

続きまして、20ページのほうに移らせていただきます。農業者と漁業者、水産業者の支援金の関係でございます。対象者の根拠はということでございますが、これにつきましては、まず農業者のほうですけれども、農業者につきましては、農林業センサスの販売農家、何かしら数字をつかまなければいけませんので、販売農家というのをもとにしました。これは、耕地面積が30アール以上で、農産物の販売金額が50万円以上の農家になっておりますが、それが394というところでございます。この30%につきましては、同じような事業やっているところのデータを参考に、30%とはじいたところでございます。

続きまして、水産業者の関係でございます。これは、もとの人数を628人というふうにいたしました。これにつきましては、勝浦漁協、新勝浦市漁協に確認いたしまして、組合員ですと、これはすごい数になってしまいますので、実際に漁をなりわいとしている方、漁業、水産業をなりわいとしている方について、どのくらいいるかというところを確認しましたところ、両組合から回答がございまして、その合計が628というところでございます。この50%につきましても、同じような事業を行っております自治体の情報を参考に、推計をしたところでございます。

続きまして、持続化給付金の状況につきまして、農業者、漁業者につきまして分かる範囲ということですので、私のほうでつかんでいる情報でございます。これについては、やっているところに聞くというわけにいきませんので、農協、漁協のほうに確認をいたしました。人数はちょっと教えてはくれなかったんですが、農協のほうは、この持続化給付金で相談があったというところは、ないというところでございます。また、漁協関係は、やはり何人かはしたと。問合せも結構来ていて、何人かは申請したようだというところの状況は聞いております。

続きまして、ため池のほうに移ります。これにつきましては、県からソフト的な支援があったかどうかというところでございますが、これとは直接関係ございませんが、ため池の一斉点検を行いました。その際は農業事務所のほうとともにやったというところでございます。

現状、ため池については、県のほうのデータもあれば、市のほうのデータもあるというところで、その辺の突合をしなければならないということを今、考えております。要は県と市で、まずきちんとした台帳をつくりましょうというところでございまして、これは来週ですか、夷隅郡内の職員と、それから農業事務所が集まりまして、このデータをどういうふうにまとめるかというところの協議に入るというところでございます。そういったような形で、まずはソフト面では支援していただいているといったところでございます。

続きまして、ハザードマップについてですが、これについて34か所つくと、ホームページ上の公表じゃなくて、それ以外でも公表方法をすべきではないかというところでございますが、こ

これは議員おっしゃるとおり、私もそのように考えております。考えられる方策、方法といたしましては、全戸に配るのが一番いいんでしょうけども、その辺は、出来上がったものを確認しながらということを考えなければいけないと思います。この34戸、これ、ハザードマップをつくる。地図に落とすと、恐らく相当これ色塗りが、簡単に言うと、真っ青になってしまうような形になると思いますので、そこはちょっとまた考えていきたいと思います。また、防災ブックなどにも今、勝浦ダムなんかのやつを載せていただいておりますが、その掲載も考えておりますが、これも出来上がりによって考えていきたいと思います。また、地元への説明会も当然しなければいけないというふうに思っております。やはりハザードマップができますと、ハザードマップをつくった際の欠点といたしまして、防災に関する情報が固定化するというふうに私は考えております。要はハザードマップがもう完全で、これさえ分かっていたらと思ってしまうといったところもありますので、ですから、そういったようなところも併せて、情報を固定化しないでほしいといったことも、訴えていかなければいけないというふうに思っておりますので、そういったところも、説明会などをしていかなければいけないというふうに思っております。以上でございます。

○議長（黒川民雄君） 次に、植村財政課長。

○財政課長（植村 仁君） お答えいたします。私からは、13ページの財政調整基金繰入金の関係をお答えいたします。令和2年度予算において、財政調整基金を財源として予算編成した事業について、時系列に申し上げます。

5月1日専決予算の中の市の単独事業として、子育て世帯（18歳未満）に1人1万円を支給する事業、勝浦市子育て世帯支援臨時給付金事務費として184万9,000円。同じく給付金の事業費として1,530万円。各世帯にマスクを配付する事業として、感染拡大防止対策事業として2,531万7,000円。かつうら元気券の発行に係る経費として、中小企業等緊急支援事業として5,650万円。5月1日の専決予算としては9,896万6,000円。こちら全ての金額につきましては国の臨時交付金第1次補正のほうを見込んでおります。

続きまして、5月25日専決の予算関係ですけれども、衛生資器材、非接触型体温計やマスク、防護服等を購入する対策事業費として300万1,000円。あとバスの借上料、J Rの代替バス代が256万5,000円。合計556万6,000円。こちらが、5月25日専決の予算で、国の臨時交付金第1次補正を見込んでおります。

続きまして、6月補正予算ですが、小学校の情報機器整備事業として1,306万4,000円。同じく中学校費の情報機器整備事業費として736万3,000円。こちらが第1次補正を見込んでおります。そのほかとして農林水産業者緊急支援事業、農林業者への経営支援として1,000万円。同じく農林水産業者緊急支援事業、水産業者への支援として3,000万円。中小企業等緊急支援事業、中小企業等の経営者に対しての経営支援4,011万円。こちらの3件につきましては、国の臨時交付金、第2次補正のほう見込んでおります。以上でございます。

○議長（黒川民雄君） 次に、長田企画課長。

○企画課長（長田 悟君） お答えします。交付金の決定の時期ということでございますが、第1次交付決定は今月末というふうな形で考えております。

続きまして、第2次の決定ということですが、今週中に国会のほうで決定するかというふうに考えております。

また、要項については、まだ来てないということでございますので、内容につきましては把握

しておりません。しかしながら、情報等を見ますと、配分につきましては、感染状況、財政力等を考慮して配分するというふうな情報もありますので、御報告させていただきます。

○議長（黒川民雄君） 次に、平松総務課長。

○総務課長（平松 等君） お答えいたします。私のほうからは、庁舎維持管理経費として計上いたしました松野にございます旧勝浦診療所敷地内の医師住宅解体について、御説明を申し上げます。この予算を計上した理由から申し上げますと、この2棟につきましては、1棟が昭和44年に、もう1棟が昭和53年に新築されて、現在、遊休化されてございます。昨年、それ以前の台風が来襲した際に、老朽化に伴いまして、住宅の資材が近隣の私有地のほうに飛散したことがございます。それらを踏まえまして、管理者といたしまして、他への影響を極力抑えるように、これまでは屋根にビニールシートを覆ったりした対策を講じてまいりましたが、今回、2棟を解体するよう方針を定めまして、予算を計上したものでございます。

今後の解体してからの跡地の活用でございしますが、3月定例会におきます予算審査特別委員会総括の場で、質問を受けました際に、市長のほうから、市長の任期中に解体をしたい。整理をしたいという考え方が示されました。これに伴いまして、今回の解体に当たりましては、そうした期間内にどのようにこの事業を進めるかの一環で行うことも考えております。

2棟の敷地なんですけども、それぞれ所有者が異なります。土地の筆も異なります。したがって、解体した後にそれぞれを返還することは可能かと思えます。ただし、以前に取り交わしました覚書の中で、境界の確定を済ませてから、原状回復してから返還するということ、両者合意のもと取り交わしております。旧診療所自体、解体につきましては3,000万円を超える巨額の財源を必要としますので、現時点で、明確にいつ取り壊せるか不明なところでございますが、今回の医師住宅がそれぞれ所有者が異なること、筆が異なること。したがって、旧診療所を取り壊す以前に段階的に土地の返還が、一部であったとしても可能かどうかを検討してまいりたいと思えます。

具体的には、全体的な敷地の現況を調査いたしまして、敷地内にも境界が全体で6筆ございますので、その筆の境が診療所の建物の下に所在する場合等も考えられますので、それらがどうなっているかをいま一度確認の上、仮に建物の中にかかってなければ、事前に2筆について返還することも可能かなと考えております。業者委託をしながら、この2筆の返還と併せて、もう1筆、診療所の浄化槽が埋まっている敷地が、また所有者が別で、筆が別でございます。それらも合わせた3筆が、事前に個別に返還することが可能か。市長の任期中というお話もございましたが、それぞれ可能かどうかを、段階的ではございますが、予算を計上しながら進めてまいりたいと、このように考えております。以上です。

○議長（黒川民雄君） 次に、軽込福祉課長。

○福祉課長（軽込一浩君） お答えをいたします。18ページの住居確保給付金の事業概要についてでございます。この給付金は、廃業などの離職によりまして経済的に困窮をされ、お住まいを失った、また失うおそれが高い方に対し、安定した住居の確保と就労自立を図る目的で、住居確保のための給付を実施するものでございます。こちらは、平成27年から始まった生活困窮者自立支援制度による生活困窮者支援策の一つでございまして、借家の方に、家賃相当額を家主に代理支給いたしまして、お住まいと就労機会の確保に向けた支援を行うものでございます。

また、今年4月20日以降は、離職または廃業のほか休業などにより収入が減少し、住居を失う

おそれがある方も、支給の対象となつてございます。

なお、こちら給付金は、当初予算で単身世帯お一人6か月分、事業費にいたしまして22万6,000円を計上しております。昨今の社会情勢、また国のほうの省令改正で、対象が拡大いたしまして、申請の実績と併せ、今後、申請の増加が見込まれますことから、今回、200万9,000円の増額補正をお願いしてございます。

なお、事業費の4分の3が、国より国庫補助金ということで補助されるものでございます。以上でございます。

○議長（黒川民雄君） 次に、高橋観光商工課長。

○観光商工課長（高橋吉造君） お答えいたします。私からは22ページ、6款商工費の中小企業等緊急支援事業の件でございます。3点、お答えいたします。1点目の支給対象事業者400件、想定の数ですけども、その根拠はということでございますが、私どもの持っている数字で有力な数字というのが、これ算定する上でなかなか見つからないのが正直なところでございますが、うちのほうで持っている数字の中では一番それに近いと思われるのが、2月から3月にかけて、市内の各業者に売上げ等のアンケートをとったところ、いろんな期間の種類がございすけども、その中で一番影響があったと思われる平成30年の3月1日から3月4日の売上高と、それから令和2年3月1日から3月3日の売上高の影響額の割合、比率が一番、影響が大きかったので、それを参考にさせていただいております。そのときの影響額でございますが、前々年比になるんですけども、全体で42.3%でございます。その中で、50%を下回っている業者が、宿泊業、それから飲食業、小売業、運輸業の4つでございます。

この4つの業種につきまして、平成28年度で実施されました総務省と経済産業省が実施しました経済センサス活動調査表の勝浦市内の数字、これを見比べて合わせてみますと、運輸業が16件、小売業が174件、宿泊業が71件、飲食業が138件と、計399件となっております。もちろん、この業種以外にも、持続給付金とか県の再建支援金に該当する、もらったと。支給実績があれば、もちろん10万円の支給はするんですけども、参考値としましては、この4業種の合計が399件でございますので、これを参考にさせていただいております。

2点目の、現状で持続化給付金、それから再建支援金の交付状況はということでございますが、現在、国、県に照会をしているところでございますが、ここでお話しできるような数字は、まだ把握していない状況でございます。

3点目の制度周知用チラシ印刷代の件でございます。これにつきましてはA3のカラーチラシ500枚を5冊ということで、2,500枚を印刷するところでございますけれども、商工会、それから農協、漁協等の関係機関にお渡ししまして、その関係者に周知を図っていきたいと考えております。また、この予算以外に、議会でこの予算が承認された場合、6月19日の広報に号外として、この情報につきましては回付していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（黒川民雄君） 次に、岩瀬市民課長。

○市民課長（岩瀬由美子君） 私のほうからはページ36、国保特別会計歳出の保険給付費、傷病手当金50万円につきまして御説明いたします。まず1点目の、想定する給与日額の1万円の根拠でございます。これは国の雇用調整助成金の日額の上限額ですが、今般、1万5,000円に引き上げられることになりましたが、当初8,330円であったことなどを参考に、1万円と設定したところでございます。

続きまして、給与日額の3分の2としている傷病手当金の支給額に対しまして、残りの3分の1を市が支給して、10分の10の支給する考えがあるかという御趣旨の質問でございます。この点につきましては、まず国保制度におきましては、国民健康保険法の規定に、条例の定めるところにより傷病手当金の支給を行うことができるという、いわゆる任意給付とされておりますので、市単独での支給額の設定というのは、法的には可能でございます。しかしながら、これまで市町村国保の保険者は、財政上の事情などにより、傷病手当金というものを支給していなかったという経緯もございます。今般の国の緊急対応策では、新型コロナウイルス感染症に限定して、財源の確保がなされたことになりましたので、勝浦市においても、条例を定めて支給をしたいとしたところでございまして、現在のところは、財源の裏打ちのある3分の2の支給ということで、御理解いただければと思っております。以上でございます。

○議長（黒川民雄君） 質疑の途中ですが、午後2時10分まで休憩いたします。

午後1時55分 休憩

午後2時10分 開議

○議長（黒川民雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。鈴木克巳議員。

○1番（鈴木克巳君） あした、また予算委員会があるんで、そこで、もうちょっと中身を聞きたいと思っています。本会議で一応、大体の概要をお聞きしたのですが、あしたは総務なんで、国保は総務じゃないんで、国保をまず1点お伺いしておきます。今回の条例改正と傷病手当、先ほど市の負担分を3分の1入れてはどうかという話をしましたら、その考えはないということですが、今回、コロナ対策で、国のほうもこういう新たな支援策を持ってきたわけですから、私としては勝浦、出る出ないは全く分かりませんが、出て、対応せざるを得ない場合には、市としての気持ちを出す必要がある。これは何百万、何千万になるという話ではないと思いますので、ぜひともその3分の1については、負担できると。先ほど、条例の中ではできるような話をしていたので、改正も含めて、できるのかどうか、再度お伺いをさせていただきます。

あと、それぞれの支援事業の数値の根拠は示されましたが、全体では800件の申請を想定して、8,000万円の事業費が上がっていますが、この中で、今後、市としては、国、県の給付金を申請して、それが決定した人に対して、上乘せするんですということですけど、市の支払い方法は当然、市としての申請書をつくって、該当が、交付決定なり何なり添付させるんだろうと思いますけど、そのやり方をどういうふうに考えているのか。そして、これをいつから、予算が通れば当然、自動的にはいくんでしょうけど、いつからそれをやろうとしているのか。周知の方法というのはこれ、国、県、市のものについて周知をまたしていくんでしょうけど、そのところをもうちょっと具体的に話をしてもらった上で、市としての給付金の対応策、事務手続をどのように考えているのか、お伺いすると同時に、私は、さっき農業者はいないという話と、漁業者については多少出ていますよということですが、これ今、国の第2次補正のほうでも、もっと増額になる可能性もありますから、やはりこのところは市が積極的に事業者に対してPRというか、周知をした上で、さらにこの申請はインターネット、要は媒体を使って、基本的に申請するようになっていきますから、そういうところについて、やっぱり市がもっと手厚く関与していく必要があるのかなと思います。ただ、自分たちで申請してくださいよ。申請した人に10万円あげますよだ

けではなくて、もうちょっと市民に寄り添うという気持ちを持って対応したほうがいいと思いますが、代表して観光商工課長にお伺いしたいと思います、全部含めて。そういうことで、その対処の方法についてお伺いをします。あとのことについては、あした、お聞きしますので、以上2点お願いします。

○議長（黒川民雄君） 答弁を求めます。高橋観光商工課長。

○観光商工課長（高橋吉造君） お答えいたします。引き続き中小企業等緊急支援事業の件でございます。一部、農林水産費、農林水産業費の件も入っておりますが、1点目、いつからということでございますが、これにつきましては、早ければ今月中から、市役所の観光商工課及び農林水産課のほうで、受け付けを開始します。

申請の方法でございますけれども、国の持続化給付金または県の再建支援金が給付されたというようなことが分かるような書類、国の持続化給付金であれば、はがきが各事業者が届くと思いますので、その写しでも何でも持ってきてもらう。もしくは、口座に振り込みましたよというようなものが確認できれば、それでいいかなと思います。それをもとに請求書を書いていただいて、こちらのほうに提出してもらうと。それにつきましては、速やかにそれを処理して、その該当者の方に入金をしていきたいというふうに考えております。

それから、周知の方法はもちろん、市の支援金以外に国の持続化給付金や県の再建支援金につきましても、皆さん該当の方は、きちんと申請してお金を頂いてくださいねというような形で、再度、皆さんにお知らせするというふうなことで考えております。

最後に、申請で現在、インターネットを中心に、持続化給付金とかは申請が行われているというところで、こちらのほうとしても、今現在で言いますと、例えば、私は持続化給付金をもらえますでしょうか、どうでしょうかとか、それから、どういう書類が必要でしょうか。何を書き込めばいいでしょうかとか、そういったことにつきましては、私どもでも懇切丁寧に、そういうふうに思っているんですけども、御案内を申し上げているところでございますけれども、インターネットですか、パソコンを目の前にして、こうしてください。ああしてくださいというところまでは、まだ、やっていない状況でございます。今後、そういうことが本当に必要だと、こういう。また、改めて持続給付金とか県の再建支援金をもらえる方は、もらってくださいと御案内する中で、そういう声が大きなものになってくるということであればそういう、もうちょっと突っ込んだ支援の仕方も考えていきたいというふうに思っておりますけれども、現在のところでは、先ほど言ったとおりの御案内で、やらせていただいております。以上でございます。

○議長（黒川民雄君） 次に、岩瀬市民課長。

○市民課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。国民健康保険の傷病手当金、先ほどの残りの3分の1の支給についてのことでございます。今回の傷病手当金につきましては、何分、国民健康保険としましては、傷病手当金を支給すること自体が大きな変革であると捉えていたことも事実でございます。ですので、慎重に進めたいという考えもございます。一方、御指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症対策の市としての方向性というものもございまして、やはりそれと同調した考えも、国民健康保険事業として検討していくことも、可能ではないかというふうには考えております。以上でございます。

○議長（黒川民雄君） ほかに質疑ありませんか。次に、狩野光一議員。

○2番（狩野光一君） それでは、私のほうからは議案第41号、補正予算案の御提案に関連して、1

点質問させていただきます。20ページ及び22ページにありますけれども、農業、漁業、商工と各振興費は計上されています。前段含め、お話もありましたが、市独自の支援策ということで、これによって、対象の市内事業者、励み、活力に寄与するものと思いますし、従来の方針にこだわることなく、市民の声に耳を傾けて、市民に寄り添う方向で英断されましたことに敬意と感謝を申し上げたいと思います。

今回の支援につきましては、その内容、適用条件については、先ほど来からあるように、国の持続化給付金、あと県の中小企業再建給付金、こちらの支援適用者ということで、線引きがされています。ということは、この対象者にとっては上乘せの支援を受けられるということで、より一層、手厚い内容になるのかなと、このように思います。

しかし、その一方で、国、県のそれぞれの支援策に該当しない事業者があるのも事実でございます。これは、対象月において50%以上の売上げ減少、そういったものが条件になっているんですけれども、これは国や県が定める上では、国の緊急事態（非常事態）宣言下であること。急がなきゃならないこと。また、その管轄が広いことなどで、各地域の事情とか様々ある業種業態を全て加味して検討することは、なかなか難しかったんだろうなと想像します。その上で一定の率をもって定めたことには、やむを得ないのかなと思いますけれども、本市勝浦は、産業の一つ、柱の一つに観光事業というものがあります。この観光事業は季節性の大きい産業でもございます。今回、この非常事態宣言は、折しも最高の稼ぎどきでもあります大型連休、そこと重なっております。実際には3桁、100万円以上の売上損失を出しているんだけれども、単月単月を見れば50%減には至らないという事業者もあると、直接耳に聞いております。こうした方々は、県、そして市から連日叫ばれておりました県内外の広域移動、これを避けようではないかという呼びかけに対して、自分たちが受皿になってしまう。そうならないといけないということで、確定した売上げを放棄して、拡大防止に協力しているという実態もございます。そういった地域性もある中で、これを考慮した中で支援をしていくというのは、これは国や県にとっては無理な話です。唯一それができる行政というのが、一番身近な市であり、町村という末端の行政だと思います。

そこで、方法はいろいろあると思うんですけれども、こうした支援のいろんな網から漏れてしまうといった事業者に対しても、何らかの支援を講じていく。追加の措置をする必要があるのではないかなと考えますけれども、この点について、市としてどのようにお考えか、お聞かせいただきたいと思います。以上です。

○議長（黒川民雄君） 答弁を求めます。竹下副市長。

○副市長（竹下正男君） お答えいたします。ただいまの、多額の損失がありながら、支援を受けられない事業者がいることに対して、理解は私はいたします。しかしながら、今回行おうとしている中小企業等経営支援金は、特に売上げが大きく半減した事業者に対して、事業の継続を下支えし、そして再起の糧としていただくために支援を行っていくことを目的としているところでございます。したがって、国、県と制度面での整合性を図っているところでございます。この制度面での整合性を図ることに対しましては、あくまでも、先ほど観光商工課長が申し上げましたとおり、スピーディーな支給というものが可能となるというふうに感じております。そういった形の中で、あくまでも私どもといたしましては、支援金の給付に当たっては、50%以上の売上げ減少を必要条件にしたいというふうに考えてございます。ぜひ御理解を賜りたいと思います。

○議長（黒川民雄君） ほかに質疑ありませんか。狩野光一議員。

○2番（狩野光一君） 市のほうのお考えというのは分かりました。今回の給付につきましては、国、県の判断基準を準用するということ、それは全く合理的なものだと思います。しかしながら、先ほども申し上げました、それを繰り返すような話になりますけれども、本市の産業の特徴というものも踏まえる。そして、支援ができるのが唯一、末端行政であるということも、ぜひとも加味いただきまして、今回の部分に判断基準、支給の基準を変更してほしいということではない。今後、第二弾、第三弾の感染拡大も危惧されていく中で、また、そういった業者にも、今まで以上の協力を求めていかなければならない。そういった事態も考えられる中で、やはり、市内の産業の実態を踏まえて、寄り添った対応というもの。今、提案されている支援策と、そのほかのものとしても、今後の話として、また交付金、第2次の交付金、もしや第3次の交付金等々の中で考慮をいただければという希望を添えさせていただきまして、終わりたいと思います。答弁は結構です。

○議長（黒川民雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川民雄君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第41号は総務文教常任委員会へ、議案第42号及び議案第43号、以上2件は産業厚生常任委員会へ、それぞれ付託いたします。

請願の委員会付託

○議長（黒川民雄君） 日程第2、請願の委員会付託であります。

今期定例会において受理した請願は、既にお手元へ配付の請願文書表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたしましたので、御報告いたします。

休 会 の 件

○議長（黒川民雄君） 日程第3、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。明6月11日から6月15日までの5日間は、委員会審査等のため休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川民雄君） 御異議なしと認めます。よって、6月11日から6月15日までの5日間は休会することに決しました。

6月16日は定刻午前10時から会議を開きますので、御参集願います。

なお、各委員会は、会期日程表に基づきまして、付託事件の審査をお願いいたします。

散 会

○議長（黒川民雄君） 本日は、これをもって散会いたします。御苦労さまでした。

午後２時２７分 散会

本日の会議に付した事件

- １．議案第33号～議案第43号の上程・質疑・委員会付託
- １．請願第１号、請願第２号の委員会付託
- １．休会の件